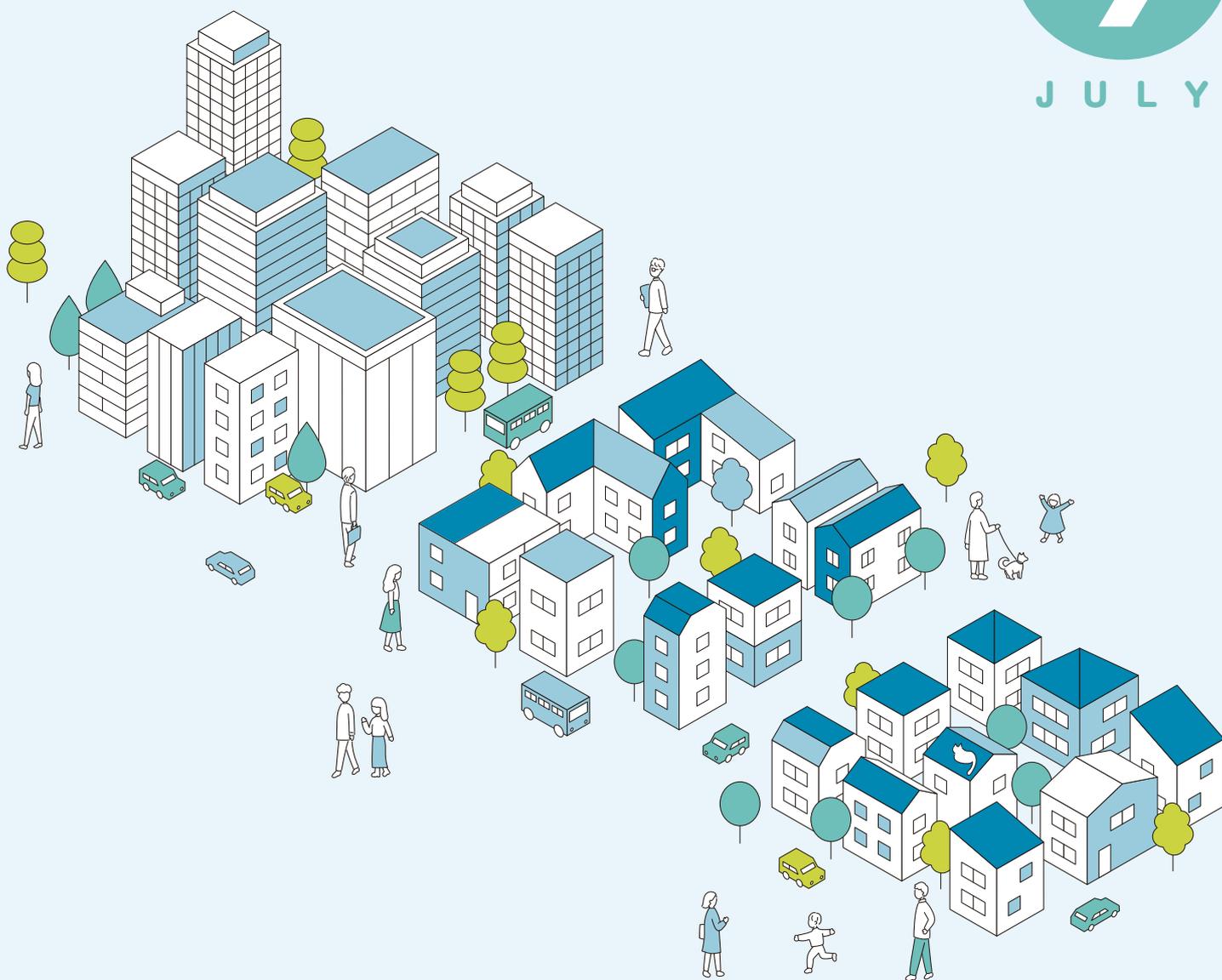


JAPAN FIRE EQUIPMENT INSPECTION INSTITUTE

検定協会だより

令和6年7月 第523号

7
J U L Y





令和6年7月号

<https://www.jfeii.or.jp>

目次

巻頭のことば

- 1 市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたいまち『上質な生活都市』の実現に向けて

熊本市消防局長 平井 司朗

協会情報

- 4 第65回消防機器業務懇談会の概要②

総務部 庶務課

- 12 令和5年度の受託評価業務を振り返って

警報設備部 消火・消防設備部 虎ノ門事務所

- 29 高齢者世帯における住宅用防災警報器の設置・維持管理等に係る調査報告（概要）について

企画研究部 企画研究課

- 39 ULからの視察訪問について

企画研究部 企画研究課

おしらせ

- 40 有効期限を経過した受託評価品目

- 45 協会通信・業界の動き・消防庁の動き

- 50 検定・性能評価・受託評価数量（令和6年6月）

- 48 新たに取得された型式一覧

市民が住み続けたい、だれもが住んで みたくなる、訪れたいまち 『上質な生活都市』の実現に向けて

熊本市消防局長
平井 司 朗



はじめに

熊本市は、九州のほぼ中央に位置し、古来より政治・経済・文化などの拠点として栄えてきました。豊かな緑、豊富で清冽な地下水などの自然環境に恵まれるとともに、日本三名城の一つに数えられる熊本城や水前寺成趣園をはじめ、市内各所に残る明治時代の文豪たちの足跡や伝統文化、芸能など、自然、歴史、文化の中に都市機能が融和した都市です。

本市行政は、「上質な生活都市」を目指しており、九州の中央にある地理的優位性や、歴史、豊かな自然などを生かしながら、近隣市町村や各自治体との連携を強化し、熊本都市圏や熊本県域の発展に貢献していくとともに、市民と行政が協力しながら目標の実現に向けて取組を進めています。

当局は、平成26年4月から上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の消防事務を受託し、熊本市と合わせた人口約77万人を管轄しています。1局・6署・15出張所・2庁舎、職員定数870人の消防体制で管内の住民の安全・安心のため「火災予防対策の推進」「消防体制の充実強化」「消防団の体制強化と市民の救護能力の向上」を基本方針として掲げ、様々な施策を展開しています。

「熊本市消防避難訓練の日」の制定と今後の取組について

104人の犠牲者を出した大洋デパート火災から50年の節目に当たり、昨年、当局では市民及び事業所に対して、この火災の教訓と火災予防の重要性を伝えるために、総合消防訓練のほかパネル展を実施しました。

パネル展は、熊本市役所及び広域防災センターで10日間実施し、多くの方に来場いただき、「火災の恐ろしさや早期避難の重要性を改めて認識した」など多くの声が寄せら

れました。

今後もこの大洋デパート火災の経験と記憶を風化させないため、この火災が発生した11月29日を「熊本市消防避難訓練の日」として定め、毎年、この日には、大型商業施設等での総合消防訓練をはじめ防火啓発イベント及び事業所や市民に対する各種広報などを引き続き実施してまいります。

消防業務のDX化を推進

消防関係の行政手続きのオンライン化を積極的に推進することで、利便性と行政サービスの質を更に高め、住民にとって付加価値の高い都市の実現を目指しています。

保安三法関係（火薬、高圧ガス、液化石油ガス）については、令和5年度から全ての手続きにおいて電子申請を開始するとともに、手数料のキャッシュレス化を進めており、令和6年度中には保安三法以外の全ての火災予防分野における行政手続きの電子申請についても運用を始める予定です。

また、ICT（情報通信技術）を活用し小学生向けの「防火防災学習」など、リモートでの防災学習を積極的に展開しており、住民の防災力の向上を図っているところです。

さらに、昨年5月から、緊急通報時に、通報者が現場の映像を指令室にリアルタイムで送信する「Live119」というシステムを導入し、災害状況の正確な把握や応急処置の指導などに活用しています。

このほかにも、熊本市の公式YouTubeチャンネルで、AEDの使用方法や心肺蘇生法の手順など住民向けの分かりやすい動画を作成し公開しています。（最下段参照）

近年、科学技術の進展に伴い、消防行政を取り巻く環境は常に変化しており、消防機関においても迅速な対応が求められているところです。

このようなDX化の推進の取組は、住民・消防機関双方がメリットを享受できるものであり、今後も環境を整えていく必要があると考えています。

救急需要の増加への対応

救急業務に目を向けますと、近年、全国的に救急出場件数が増加する中、当局においても、昨年4万6千件に迫る過去最多の出場件数となりました。今後、高齢化の進展による救急需要の増加や医師の働き方改革により1件当たりの活動時間が延長するなど、住民への影響や救急隊員への負担が増加することが予測されます。日勤救急隊の創設などハード面の整備とともに、本年7月から「マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に関する実証事業」に参加するなど、救急業務のDX化についても推進

してまいります。

おわりに

社会の変遷、多様化するニーズにより、行政に求められる役割はますます増加していきます。

これからもあらゆる災害や社会情勢の変化に対応するため、消防車両・資機材の整備、消防体制の強化、そして人材育成の更なる充実強化を図り、安全・安心で「上質な生活都市」の実現にむけて職員が一丸となり、日々業務に取り組んでまいります。

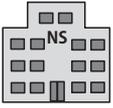
結びに、日本消防検定協会並びに消防防災関連分野においてご尽力いただいております皆様の益々のご発展を祈念いたしまして、巻頭のことばとさせていただきます。



知っておきたい消防・救急の知識（動画集）



二次元バーコード



第65回消防機器業務懇談会の概要②

総務部 庶務課

今年度においても、一般社団法人全国消防機器協会をはじめとする、消防機器業関係の皆様との懇談会をその規模を縮小して開催しましたので、当該懇談会にご出席いただけなかった一般社団法人全国消防機器協会の傘下団体の令和6年度における重点業務・トピックス等について、ご紹介させていただきます。

○掲載団体

一般社団法人 全国消防機器販売業協会
一般社団法人 日本消防標識工業会
一般社団法人 日本内燃力発電設備協会
一般社団法人 全国設備業DX推進会

公益財団法人 日本防災協会
一般社団法人 日本消防服装・装備協会
一般社団法人 日本照明工業会

令和6年度 重点業務・トピックス等について

一般社団法人 全国消防機器販売業協会

1 合同会議の開催

全消販役員及び会員との会議（意見交換会、会員PRタイム、講演会）及び地元消防関係団体役員との情報交換会を開催する。

- ・開催月日：令和6年11月21日（木）午後
- ・開催都市：兵庫県神戸市
- ・開催会場：ANAクラウンプラザホテル神戸
- ・参加者数：約80名を想定している。（令和5年は、福岡市にて80名参加。）

2 優良事業所認定制度の更新認定と促進

全消販は、平成6年に協会内に消防用設備点検業務調査センターを設置発足して「優良事業所」認定を行い、優良な点検業務実施者の発掘と資質の向上を図ってきた。

平成30年に制度を刷新して「消防用設備等点検優良事業所認定委員会」を設置して運用を始め、新制度下で110事業所を優良事業所と認定した。

今年度は、令和4年の会員の更新と未申請会員の促進拡大を図る。

3 消火器リサイクル促進に関する広報活動の推進

以下の活動により、消火器リサイクルの啓発・推進を行う。

- ① 全消販制定の記念日「1月19日」の「家庭用消火器点検の日」を浸透していく。
- ② 全消販のホームページの改編。
- ③ （一社）日本消火器工業会、（株）消火器リサイクル推進センターのリサイクルの広報活動と協業する。

4 会員の特化ソリューションの横展開による活性化を図る

会員が持つソリューション・プロダクトを他会員に紹介する仕組みの展開により、会員相互の営業の生産性向上と共有化を図る。

1 基本的運営方針

火災の延焼・拡大の防止に大きな効果があり、避難等にも有効な防災品の総合的な品質管理及びその適正な普及等を図ることにより、火災による国民の生命・財産等の被害の抑制・減少に貢献する。

特に、令和6年度においては、近年の諸物価高騰等により収支状況が更に厳しくなってくることを踏まえ、いっそうの経費の節減及び業務・組織の効率化に努める。また、防災品の品質管理の徹底、各種試験、審査、ラベル交付等の業務の確実性・効率性の向上や申請の電子化を図る。

2 防災品の普及・促進

- ① 防災講座の開催、消防関連イベントへの参加等を通じ、防災品に関する適切な理解を広める。
- ② 予防広報委員会（東京消防庁・政令市/消防予防部長）の開催をはじめ、消防機関等との連携・協力により防災品の普及を図る。
- ③ 広報媒体を通じ防災品の一般消費者等への周知を図る。

3 技術・試験関係

- ① 試験・登録・認定業務の確実性・効率性の向上と顧客サービスの充実を図る。
- ② 防災品を取り巻く環境変化に応じ、試験実施体制の強化を図る。
- ③ 防災品の開発及び防災性能基準、防災性能試験方法等に関する調査・検討を行う。

4 品質管理

- ① 防災性能確認審査等の申請について、申請相談への適切な対応、手続きの簡素化及び迅速な審査を実施する。
- ② 防災事業者への防災品に係る管理指導の強化により、品質の向上と信頼性を確保する。
- ③ 防災ラベル交付業務の更なる効率化・安定化を図る。
- ④ 防災事業者の防災性能試験等に係る技能・技術及び業務知識の向上を支援するために防災性能試験等実地講習会開催するとともに、防災加工専門技術者の育成等のための防災加工専門技術者講習会・再講習会を開催する。

1 危険物品持込厳禁等の標識の普及・啓発

東京都火災予防条例第23条の施行規則が改正され、当工業会では東京消防庁の活動に協力し、危険物品持込厳禁等の6種類を認定品として承認頂き、当工業会推奨品と認定し、新たなニーズに対し普及と啓発活動を進める。

主な改正点は、「危険物品持込厳禁」の標識に新たにピクトグラムを配置したこと、及び従来の横型に縦型のデザインを追加した。

2 二酸化炭素消火設備標識の設置の普及

消防庁では令和2年12月から令和3年4月にかけて二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次ぎ発生した為、事故の再発防止を目的に法令を改正し、二酸化炭素消火設備に新たな標識の設置を義務付けている。(消防法施行規則第19条第5項)

当工業会の会員数社が新たな標識を作成し、これらを工業会推奨品と認定し、数社が製品化し販促普及活動を行う。(令和5年4月1日施行)

3 機関紙「日消標ニュース」の発行

当工業会では、今年度も会員情報等を掲載した「日消標ニュース」を年2～3回発行し、あわせてホームページにも「会報」として掲載する。内容は、新年のご挨拶、定期総会の風景写真と報告、消防庁長官表彰など各表彰受賞者のお知らせ、会員が出席する展示会の案内、熱中症対策用品等の期間カタログの案内、新商品発売の案内となる。

4 ホームページの全面リフォーム

当工業会が主に扱う標識に使用する反射材、蓄光材、蛍光材の3素材の説明をホームページのトップで、イラスト等を使い分かり易く紹介している。

年2か所の「会員会社訪問」による社長のインタビュー取材動画(約7分)をYouTubeにアップし、あわせて取扱商品の紹介もしている。

今年度も引きつづき、各標識類の使用例写真などの追加や内容が理解しやすくなる工夫を行う。

1 防火服等に係る自主管理の推進

消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン改訂（2022年3月）に伴う防火服等の新しい自主管理基準に基づく、自主管理の推進を図る。

総務省消防庁が改訂したガイドラインに適合した新防火服等の認定基準を作成し、その周知を図り、自主管理制度を推進する。

全国消防長会などを通じて、全国の消防機関に対し周知し、自主管理制度の発展を促す。

2 防火服等に係るISO国際会議等への対応

ISO国際会議における日本の意見等を適切に反映できるための国内体制の確保及び意見調整の推進を図る。

火災現場では発がん性を有する揮発性有機化合物（VOC）が発生し、効果的な除染を行わなければ、防火衣生地の内には有害物質が長時間残存するとされている。将来的な健康被害のリスクを低減させるためには、火点室の早期の積極的な排煙や防火衣等の各種装備品に対し、有効な除染が必要であるなどの課題がある。

これらの課題について、発がん物質等に関するISO/TC94/SC14議長のアドバイス・グループが発足することとなった。この案件は、検討状況によっては、日本の消防機関に大きな影響を与えることが考えられることから、日本の意見を世界に通用するものにするため、日本国内での実験等を積極的に行っていく。

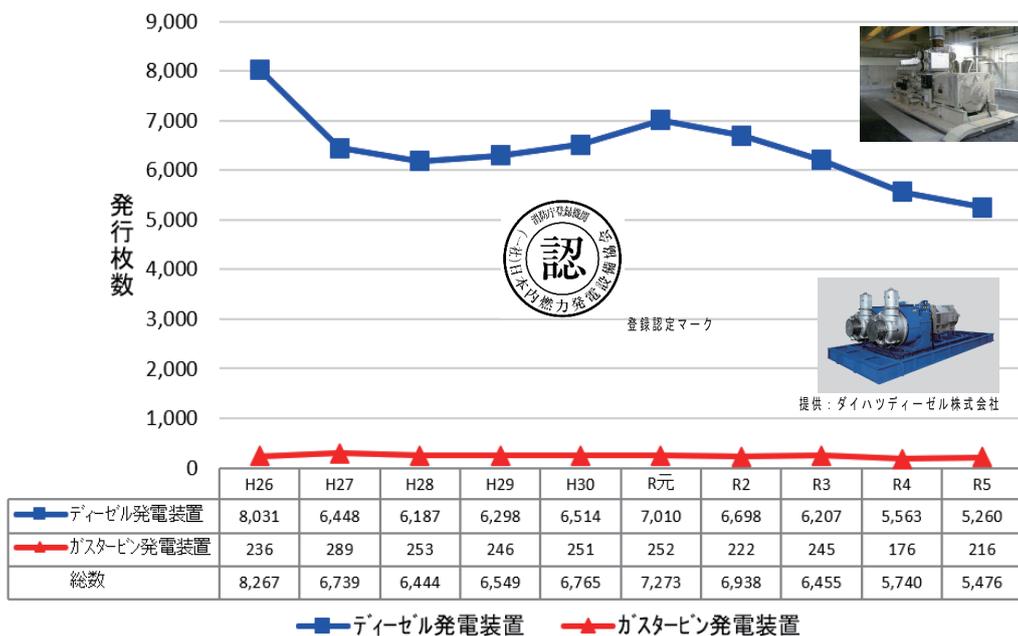
3 ISO/TC94/SC14国内審議委員会及び消防・防護装備研究会の適切な事業の推進

ISO国際会議における対応を効果的に推進していくため、国内審議委員会及び消防・防護装備研究会の組織体制等を充実強化するなど、その機能が十分に発揮できるように、適切に運用を図る。

1 自家発電設備の認証

当協会は、自家発電設備に対する登録認定機関として総務省消防庁に登録されている。本協会が認証した防災用自家発電設備は、登録認定マークが貼られ、「自家発電設備の基準」（消防庁告示基準）に適合するものとみなされる。

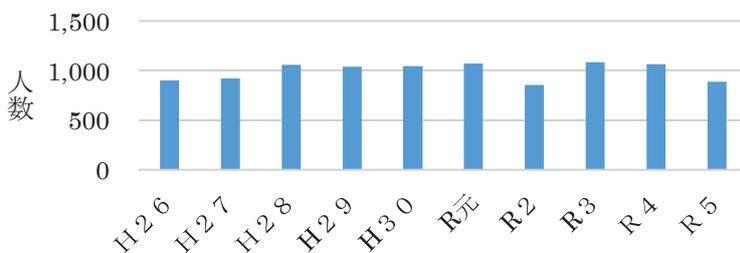
登録認定マークの発行推移（10年間）



2 自家用発電設備専門技術者の養成

自家発電設備の点検、保全に精通した専門技術者の資格者を養成する。全国8地区で9月から11月の期間で講習・試験を実施する。

自家発電設備専門技術者の合格者の推移（10年間）



自家発電設備点検の様子



1 誘導灯器具等認定業務の推進

消防法令で規定されている誘導灯の認定は、消防庁の登録認定機関である（一社）日本電気協会の「誘導灯認定委員会」が実施しているが、当工業会は、誘導灯の適正な品質を確保するため、次の業務について協力をしている。

- ① JEA誘導灯認定委員会（4回／年開催）における誘導灯器具等の型式認定の推進
- ② 登録認定試験機関における認定試験への立会
- ③ 登録製造事業者の立入調査の実施
- ④ 市場の誘導灯を買い上げ
- ⑤ 工業会技術基準への適合性調査を実施

2 「ぼうさいこくたい2024」出展

10月19日～20日開催の「ぼうさいこくたい2024」に出展。誘導灯器具のほか、防災照明器具を展示予定。

3 誘導灯点検啓発ポスター作成

誘導灯の定期点検の確実な実施を啓発する目的で、ポスターを消防庁の後援により作成。全国の消防本部、消防団等に配布する予定。

4 誘導灯内蔵蓄電池の自動点検機能の研究推進

内蔵蓄電池の容量を自動的に定期的に点検する新しい誘導灯について、消防庁の“新たなデジタル技術等を活用した消防用設備等の点検に係る技術の公募”に提案した [shiryoud4-2.pdf (fdma.go.jp)]。具現化のための研究を推進する。

5 誘導灯に関するパンフレット・動画等の作成・公開

誘導灯の適正な維持管理や点検・報告等に関する次のパンフレットを作成し、ホームページ（工業会について > 刊行物・規格・出版物 > パンフレット類・ポスターダウンロード）で公開している。

- ① 防災照明器具保守点検リニューアルのおすすめ；万が一の事態に備える防災照明器具の保守・点検・リニューアルを紹介している。
- ② 「誘導灯の種類と点検方法の紹介」動画：誘導灯の種類と自動点検機能を動画で紹介している。

1 「第一回 消防設備士サミット 2024」を開催

6月8日（土）「第一回 消防設備士サミット2024」を開催する。

開催地：名古屋国際会議場 白鳥ホール（愛知県名古屋市熱田区熱田西町1-1）

出展社：全国設備業 DX 推進会 消防防災DX推進会メンバーより、アークリード株式会社、石田データサービス株式会社、株式会社 WAVE1、株式会社エー・エス・ディ、株式会社システムズナカシマ、株式会社ビジネス・ワン、株式会社 Bit peeps ※他、出展社多数

2 「第72回電設工業展」に出展

5月29日（水）～31日（金）開催の「第72回電設工業展 JECA FAIR 2024」に下記6社にて共同出展する。

開催地：東京ビッグサイト 東 1・2・3ホール

出展社：株式会社グローバルワイズ、株式会社建設システム、株式会社コンプケア、株式会社コンピュータシステム研究所、株式会社システムズナカシマナカシマ、石田データサービス株式会社

3 設備業のDX支援事業の推進

本年度も当会は設備業のDX支援に取り組めます。電子申請対象手続きの拡大等行政のDX推進の流れに対応していくために、まずは、自社の課題と向き合い、DXに積極的に取り組んでいけるよう、DXのユーザー事例を発掘して、サイトやメールマガジンにて情報提供を行う。

当会サイト「設備経革広場」<http://www.setsubi-it.jp/>

4 消防設備業の会員の拡充

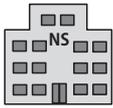
電気工事業及び管工事業に加え、消防設備業に関係する法人、組合などの会員の入会を促進し、会員に対する無料セミナーの開催、専用サイト「設備経革広場」メールマガジンの配信、無料ホームページの作成サービス、組合連絡網システムの構築などのサービスを提供する。

5 消防設備業向けセミナー支援

消防設備業向けに各種セミナー講師派遣を行う。下記の主なセミナーの他、ご要望に合わせたセミナーの開催も可能。

【主なセミナー】

DXセミナー、電子申請セミナー、IT導入補助金活用セミナー、働き方改革（残業上限規制対策）セミナー、体験型（CAD、積算、施工管理）セミナーなど



令和5年度の受託評価業務を振り返って

警報設備部
消火・消防設備部
虎ノ門事務所

はじめに

令和5年度における受託評価業務の依頼状況は以下のとおりです。

1. 依頼状況の概要

区 分	依頼件数 又は個数
品質評価における型式評価・型式変更評価の依頼状況（自主表示対象機械器具を含む）	97
認定評価における型式評価・型式変更評価の依頼状況	21
特定機器評価における型式評価・型式変更評価の依頼状況	2
品質評価における型式適合評価等の依頼状況（自主表示対象機械器具を含む）	10,219,112
認定評価における型式適合評価の依頼状況	2,271,466
特定機器評価における型式適合評価の依頼状況	217,157
品質評価における更新等の依頼状況	971
認定評価における更新等の依頼状況	196
特定機器評価における更新等の依頼状況	10
自主表示対象機械器具の型式評価・型式変更評価の依頼状況	66
自主表示対象機械器具の型式適合評価の依頼状況	2,294,735
特殊消防用設備等の性能に関する評価の依頼状況	0
特定機器評価における総合評価の依頼状況	1

2. 品質評価業務関係

2-1. 型式評価・型式変更評価

(1) 補助警報装置及び中継装置

- ・ 依頼件数は前年度と同様0件でした。

(2) 音響装置

- ・ 依頼件数は前年度と同様0件でした。

(3) 予備電源

- ・ 依頼件数は1件で、前年度は0件でした。
- ・ 不合格は0件でした。

(4) 外部試験器

- ・ 依頼件数は0件で、前年度は2件でした。

(5) 放火監視機器

- ・ 依頼件数は0件で、前年度は2件でした。

(6) 光警報装置及び光警報制御装置

- ・ 依頼件数は前年度と同様0件でした。

(7) 屋外警報装置及び屋外警報装置に接続する中継装置

- ・ 依頼件数は前年度と同様0件でした。

(8) 消火器加圧用ガス容器

- ・ 依頼件数は1件で、前年度は0件でした。
- ・ 不合格は0件でした。

(9) 蓄圧式消火器用指示圧力計

- ・ 依頼件数は前年度と同様0件でした。

(10) 消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁

- ・ 依頼件数は前年度と同様 0 件でした。

(11) 消火設備用消火薬剤

- ・ 依頼件数は前年度と同様 0 件でした。

(12) 住宅用スプリンクラー設備及び同構成部品

- ・ 依頼件数は前年度と同様 0 件でした。

(13) 特殊消防ポンプ自動車等に係る特殊消火装置

- ・ 依頼件数は25件で、前年度は20件でした。
- ・ 不合格は 1 件でした。

不良内容

泡ターレットの部品が破損するもの（1件）

(14) 可搬消防ポンプ積載車

- ・ 依頼個数は前年度と同様 0 個でした。

(15) ホースレイヤー

- ・ 依頼件数は前年度と同様 0 件でした。

(16) 消防用積載はしご

- ・ 依頼件数は 1 件で、前年度は 3 件でした。
- ・ 不合格は 0 件でした。

(17) 消防用接続器具

- ・ 依頼件数は 3 件で、前年度は 4 件でした。
- ・ 不合格は 0 件でした。

2-2. 型式適合評価・確認評価

(1) 補助警報装置及び中継装置

- ・ 依頼個数は前年度と同様0個でした。

(2) 音響装置

- ・ 依頼個数は90個で、前年度の6,620個に対し98.6%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

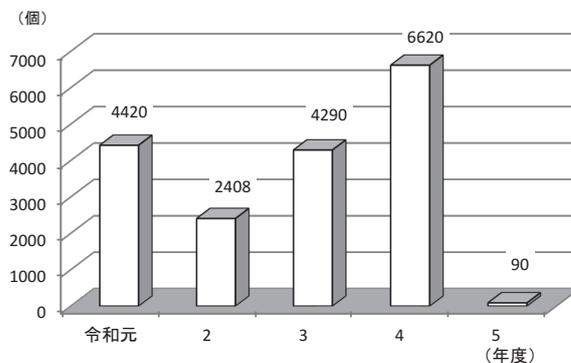


図-1 音響装置

(3) 予備電源

- ・ 依頼個数は239,708個で、前年度の260,460個に対し8%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

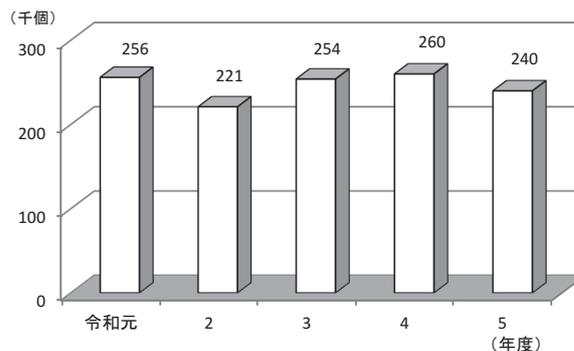


図-2 予備電源

(4) 外部試験器

- ・ 依頼個数は1,904個で、前年度の1,232個に対し54.5%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

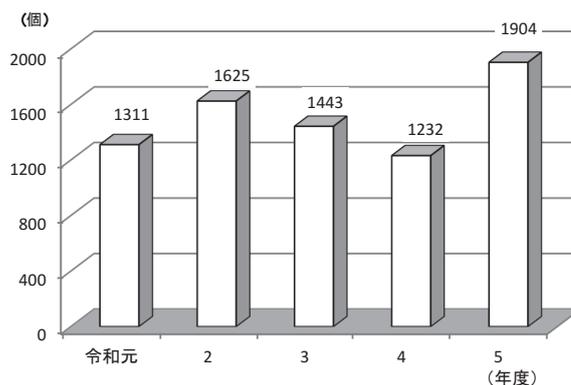


図-3 外部試験器

(5) 放火監視機器

- ・放火監視センサーの依頼個数は3,179個で、前年度の2,979個に対し6.7%増加した。
- ・受信装置等の依頼個数は25個で、前年度の30個に対し16.7%減少した。
- ・不合格はなかった。

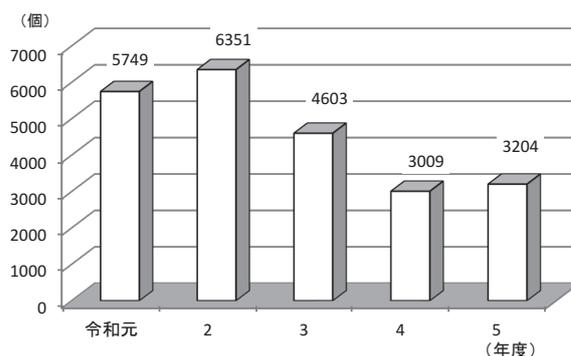


図-4 放火監視機器

(6) 光警報装置及び光警報制御装置

- ・光警報装置の依頼個数は1,280個で、前年度の3,000個に対し57.3%減少した。
- ・光警報制御装置の依頼個数は40個で、前年度の460個に対し91.3%減少した。
- ・不合格はなかった。

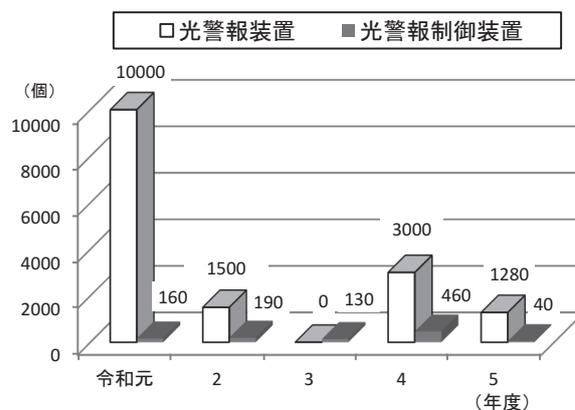


図-5 光警報装置及び光警報制御装置

(7) 屋外警報装置及び屋外警報装置に接続する中継装置

- ・依頼個数は前年度と同様0個でした。

(8) 消火器加圧用ガス容器

- ・依頼個数は882,324個で、前年度の647,882個に対し36.2%増加した。
- ・不合格はなかった。

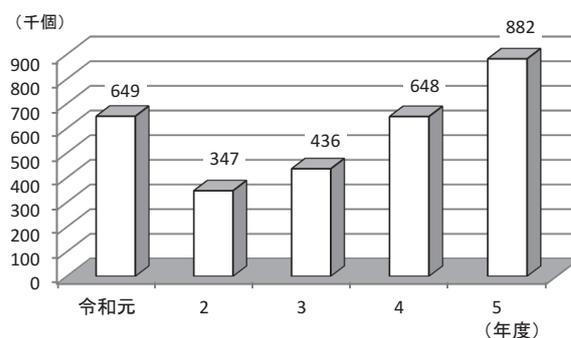


図-6 消火器加圧用ガス容器

(9) 蓄圧式消火器用指示圧力計

- ・ 依頼個数は5,788,832個で、前年度の5,805,007個に対し0.3%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

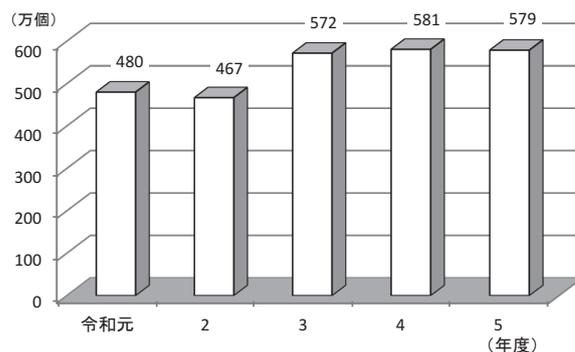


図-7 蓄圧式消火器用指示圧力計

(10) 消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁

- ・ 依頼個数は50,780個で、前年度の64,428個に対し21.2%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

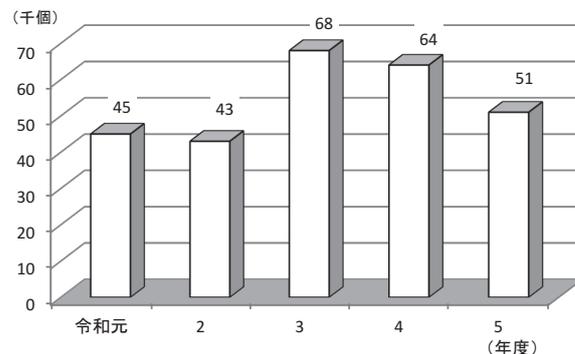


図-8 消火器及び消火器用加圧ガス容器の容器弁

(11) 消火設備用消火薬剤

- ・ 依頼個数は907,206個で、前年度の957,042個に対し5.2%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

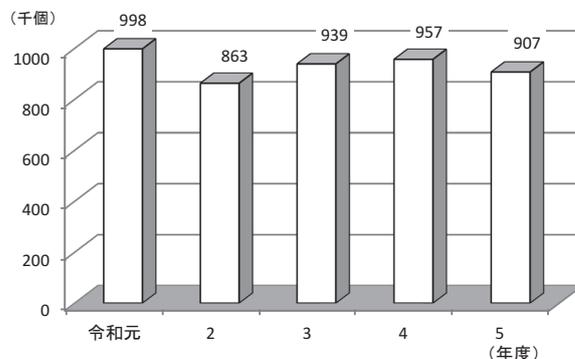


図-9 消火設備用消火薬剤

(12) 住宅用スプリンクラー設備及び同構成部品

- ・ 依頼個数は前年度と同様0個でした。

(13) 特殊消防ポンプ自動車等に係る特殊消火装置

- ・ 依頼台数は369台で、前年度の230台に対し60.4%増加した。
- ・ 不合格は1件1台でした。

不良内容

水槽送水配管より流れ漏れするもの
(1件)

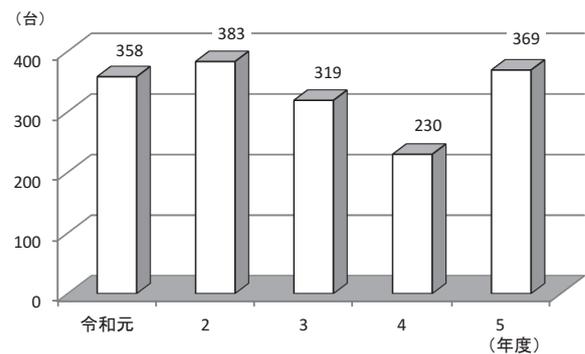


図-10 特殊消防ポンプ自動車等に係る特殊消火装置

(14) 可搬消防ポンプ積載車

- ・ 依頼台数は16台で、前年度の7台に対し128.6%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

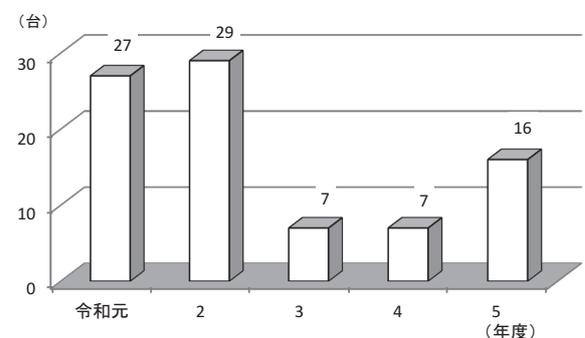


図-11 可搬消防ポンプ積載車

(15) ホースレイヤー

- ・ 依頼個数は34個で、前年度の36個に対し5.6%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

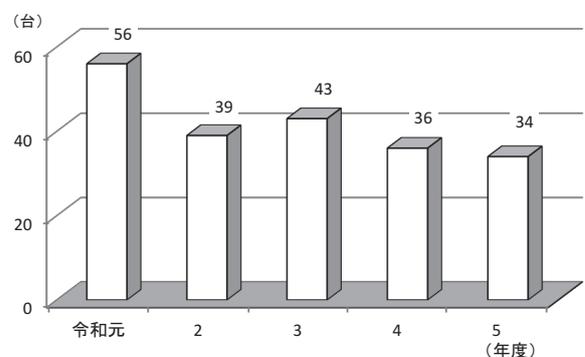


図-12 ホースレイヤー

(16) 消防用積載はしご

- ・ 依頼個数は2,079個で、前年度の1,689個に対し23.1%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

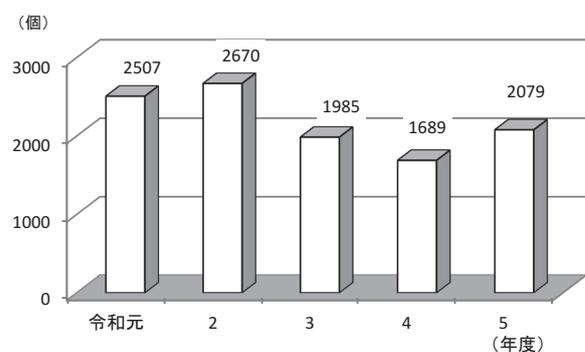


図-13 消防用積載はしご

(17) 消防用接続器具

- ・ 依頼個数は46,151個で、前年度の43,248個に対し6.7%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

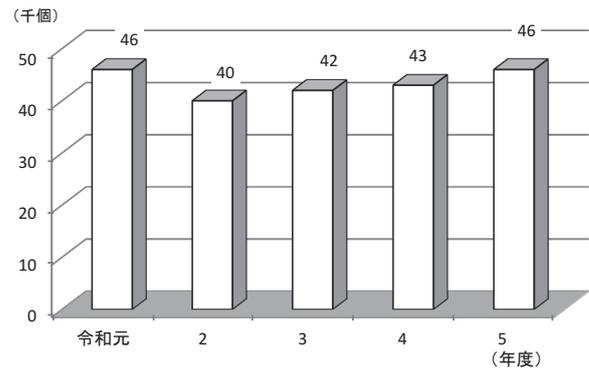


図-14 消防用接続器具

(18) 外部試験器の校正

- ・ 依頼個数は294個で、前年度の332個に対し11.4%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

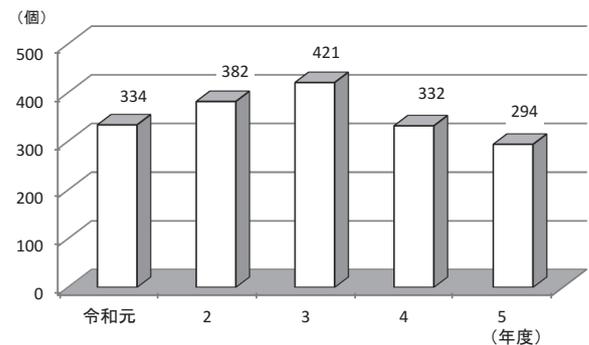


図-15 外部試験器の校正

(19) オーバホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置

- ・ 依頼台数は66台で、前年度の63台に対し4.8%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

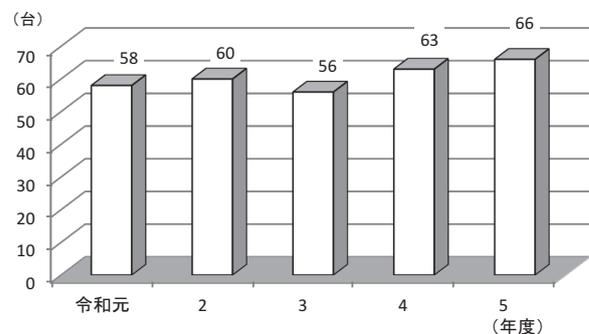


図-16 オーバホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置

3. 自主表示対象機械器具の品質評価業務関係

3-1. 型式評価・型式変更評価

(1) 動力消防ポンプ

(1-1) 消防ポンプ自動車

- ・ 依頼件数は7件で、前年度は4件でした。
- ・ 不合格は3件でした。

不良内容

- ア 連続放水運転中に吸水配管から水が漏れるもの（1件）
- イ 腐食により機能に異常を生じるもの（1件）
- ウ ポンプより漏水を生じるもの（1件）

(1-2) 可搬消防ポンプ

- ・依頼件数は4件で、前年度は7件でした。
- ・不合格は0件でした。

(2) 消防用吸管

- ・依頼件数は0件で、前年度は2件でした。
- ・不合格は0件でした。

(3) 消防用ホース

- ・依頼件数は45件で、前年度は26件でした。
- ・不合格は14件でした。

不良内容

- ア 耐圧試験中に破断を生じるもの（1件）
- イ 総本数が明細書の申請値と異なるもの（1件）
- ウ 縦糸の太さが明細書の申請値と異なるもの（1件）
- エ 破断試験において破断を生じるもの（3件）
- オ 密着強さにおいて、ピークの最小値が30ニュートン未満のもの（8件）

(4) 消防用結合金具

- ・依頼件数は10件で、前年度は13件でした。
- ・不合格は0件でした。

(5) 漏電火災警報器

- ・依頼件数は0件で、前年度は2件でした。
- ・不合格は0件で、前年度は1件でした。

(6) エアゾール式簡易消火具

- ・依頼件数は前年度と同様0件でした。

3-2. 型式適合評価

(1) 動力消防ポンプ

(1-1) 消防ポンプ自動車

- ・ 依頼台数は779台で、前年度の828台に対し5.9%減少した。
- ・ 不合格は4件4台でした。

不良内容

ア スロットルが作動しないもの（1件）

イ 主要操作部の操作内容 放水口の開閉が逆のもの（1件）

ウ 操作において、揚水できないもの（1件）

エ ポンプ圧力が上昇しなくなったもの（1件）

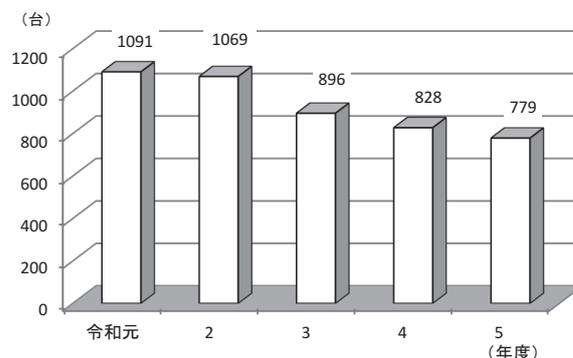


図-17 消防ポンプ自動車

(1-2) 可搬消防ポンプ

- ・ 依頼台数は3,200台で、前年度の3,327台に対し3.8%減少した。
- ・ 不合格は2件98台でした。

不良内容

ア 水が漏れるもの（1件）

イ 運転が続けられないもの（1件）

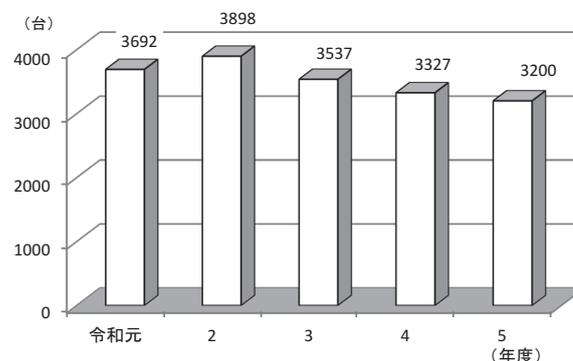


図-18 可搬消防ポンプ

(2) 消防用吸管

- ・ 依頼本数は7,046本で、前年度の6,345本に対し11.0%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

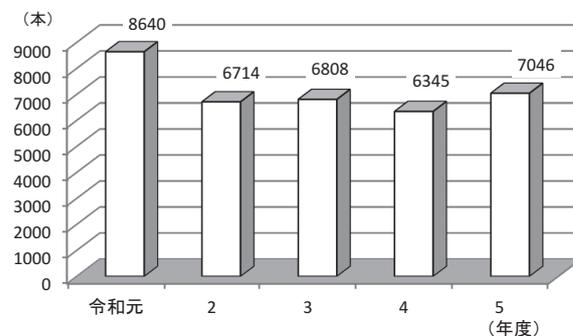


図-19 消防用吸管

(3) 消防用ホース

- ・ 依頼本数は644,344本で、前年度の528,191本に対し22.0%増加した。
- ・ 不合格は1件3,709本でした。

不良内容

より合わせ本数が申請値と異なるもの
(1件)

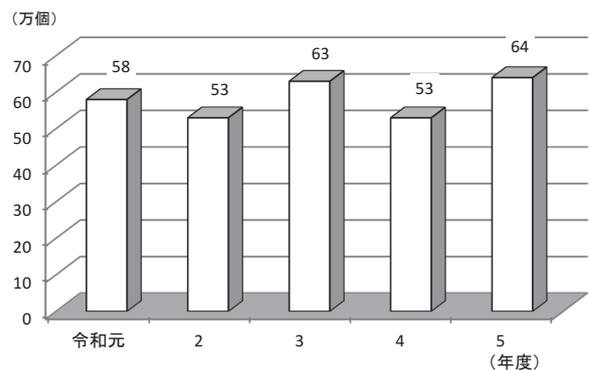


図-20 消防用ホース

(4) 消防用結合金具

- ・ 依頼個数は1,207,574個で、前年度の1,117,792個に対し8.0%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

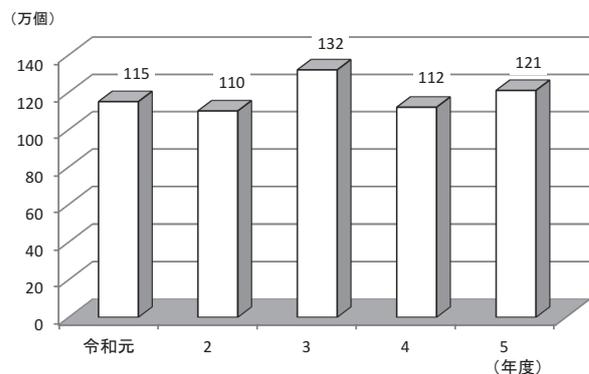


図-21 消防用結合金具

(5) 漏電火災警報器

- ・ 変流器の依頼個数は41,974個で、前年度の53,203個に対し21.1%減少した。
- ・ 受信機の依頼個数は30,053個で、前年度の31,078個に対し3.3%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

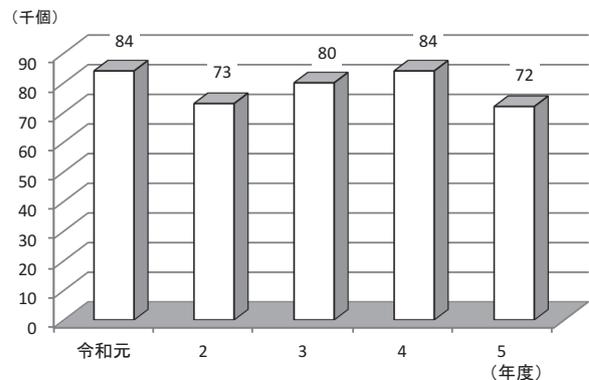


図-22 漏電火災警報器

(6) エアゾール式簡易消火具

- ・ 依頼個数は359,765個で、前年度の351,295個に対し2.4%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

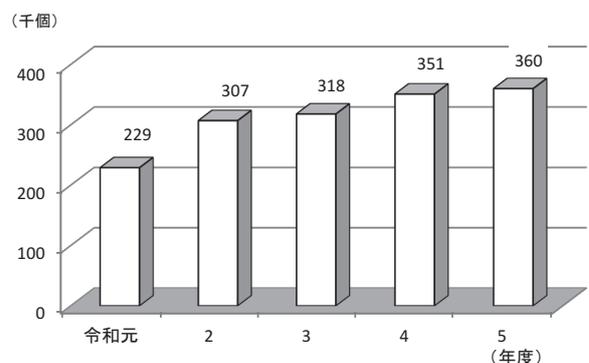


図-23 エアゾール式簡易消火具

4. 認定評価業務関係

4-1. 型式評価・型式変更評価・確認評価

(1) 自動火災報知設備の地区音響装置

- ・ 依頼件数は1件で、前年度は0件でした。
- ・ 不合格は前年度と同様0件でした。

(2) 非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン

- ・ 依頼件数は8件で、前年度は2件でした。
- ・ 不合格は前年度と同様0件でした。

(3) 非常警報設備の放送設備

- ・ 依頼件数は7件で、前年度は19件でした。
- ・ 不合格は0件で、前年度は2件でした。

(4) パッケージ型自動消火設備及び同構成部品

- ・ 依頼件数は前年度と同様0件でした。

(5) 総合操作盤

- ・ 依頼件数は前年度と同様0件でした。

(6) 易操作性1号消火栓

- ・ 依頼件数は3件で、前年度は2件でした。
- ・ 不合格は0件でした。

(7) 2号消火栓・補助散水栓

- ・ 依頼件数は前年度と同様0件でした。

(8) 広範囲型2号消火栓

- ・ 依頼件数は前年度と同様0件でした。

(9) ノズル

- ・ 依頼件数は前年度と同様0件でした。

(10) 消防用ホースと結合金具の装着部

- ・依頼件数は前年度と同様0件でした。

(11) 放水型ヘッド等スプリンクラー設備

- ・依頼件数は1件で、前年度は2件でした。
- ・不合格は0件でした。

(12) 特定駐車場用泡消火設備

- ・依頼件数は1件で、前年度は0件でした。
- ・不合格は0件でした。

4-2. 型式適合評価・確認評価

(1) 自動火災報知設備の地区音響装置

- ・依頼個数は313,600個で、前年度の414,775個に対し24.4%減少した。
- ・不合格はなかった。

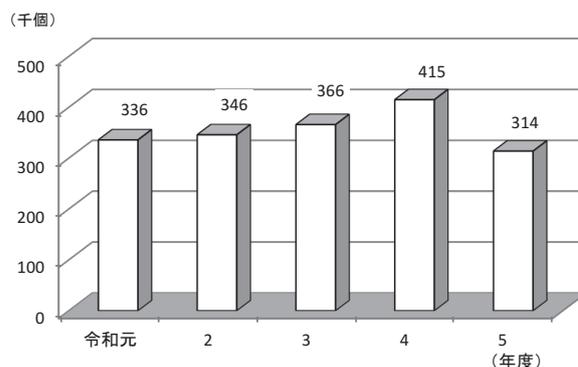


図-24 自動火災報知器設備の地区音響装置

(2) 非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン

- ・依頼個数は62,011個で、前年度の72,989個に対し15%減少した。
- ・不合格はなかった。

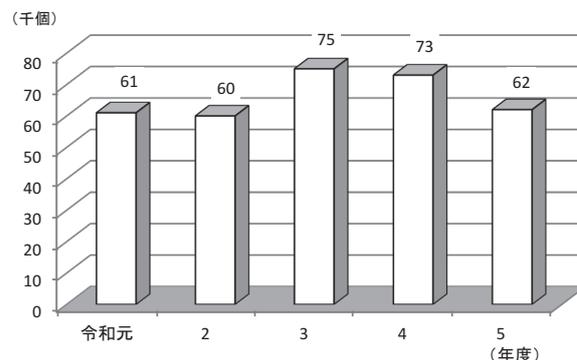


図-25 非常警報設備の非常ベル及び自動サイレン

(3) 非常警報設備の放送設備

- ・ 依頼個数は892,900個で、前年度の990,892個に対し9.9%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

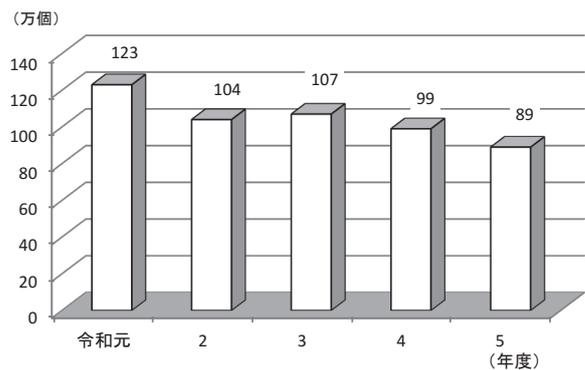


図-26 非常警報設備の放送設備

(4) パッケージ型自動消火設備及び同構成部品

- ・ 依頼個数は前年度と同様0個でした。

(5) 総合操作盤

- ・ 依頼個数は前年度と同様0個でした。

(6) 易操作性1号消火栓

- ・ 依頼個数は32,317個で、前年度の34,042個に対し5.1%減少した。
- ・ 不合格は1件30個でした。

不良内容

圧力損失値が表示された圧力を超えるもの（1件）

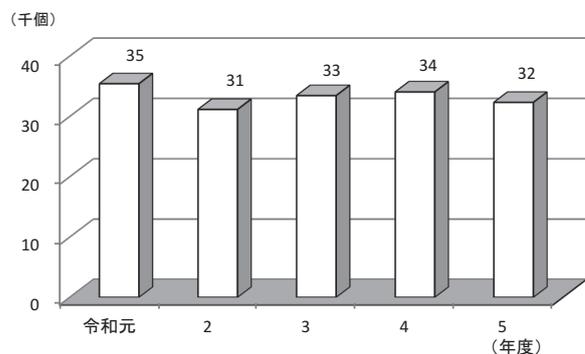


図-27 易操作性1号消火栓

(7) 2号消火栓・補助散水栓

- ・ 依頼個数は18,085個で、前年度の15,900個に対し13.7%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

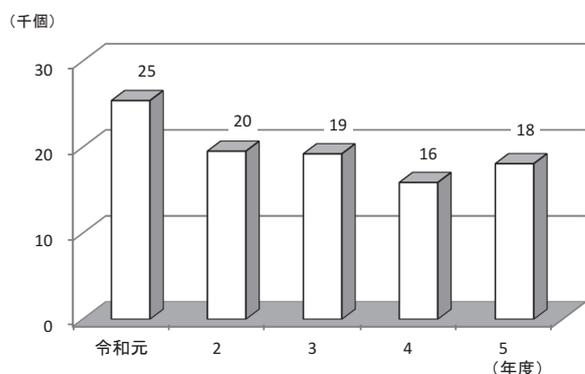


図-28 2号消火栓・補助散水栓

(8) 広範囲型2号消火栓

- ・ 依頼個数は10,368個で、前年度の11,011個に対し5.8%減少した。
- ・ 不合格はなかった。

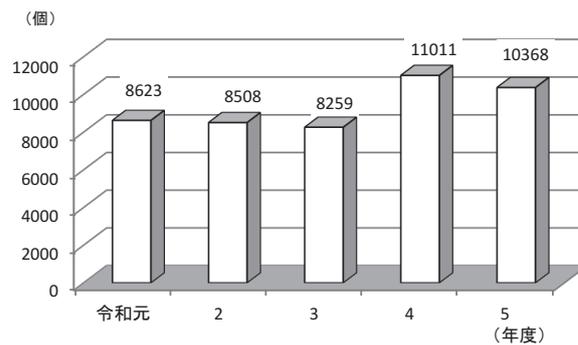


図-29 広範囲型2号消火栓

(9) ノズル

- ・ 依頼個数は111,468個で、前年度の104,731個に対し6.4%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

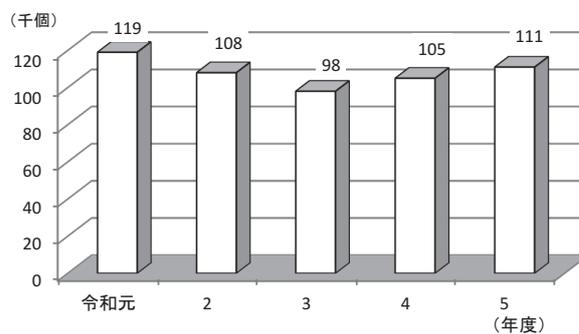


図-30 ノズル

(10) 消防用ホースと結合金具の装着部

- ・ 依頼個数は610,959個で、前年度の494,785個に対し23.5%増加した。
- ・ 不合格は1件987個でした。

不良内容

漏水を生じるもの（1件）

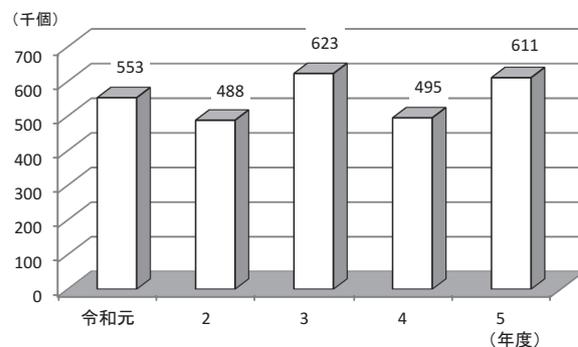


図-31 消防用ホースと結合金具の装着部

(11) 放水型ヘッド等スプリンクラー設備

- ・ 1号評価を受けた放水型ヘッド等スプリンクラー設備の主要構成装置の型式適合評価依頼は、放水部が4,017個で前年度の5,676個に対し29.2%減少、感知部が104個で前年度の135個に対し23%減少、制御部が1,619個で前年度の2,718個に対し40.4%減少、手動操作部が211個で前年度の248個に対し14.9%減少、受信部が2個で前年度の3個に対し33.3%減少した。

なお、全体の依頼個数は、5,953個で前年度の8,780個に対し32.2%減少した。

- ・ 不合格はなかった。

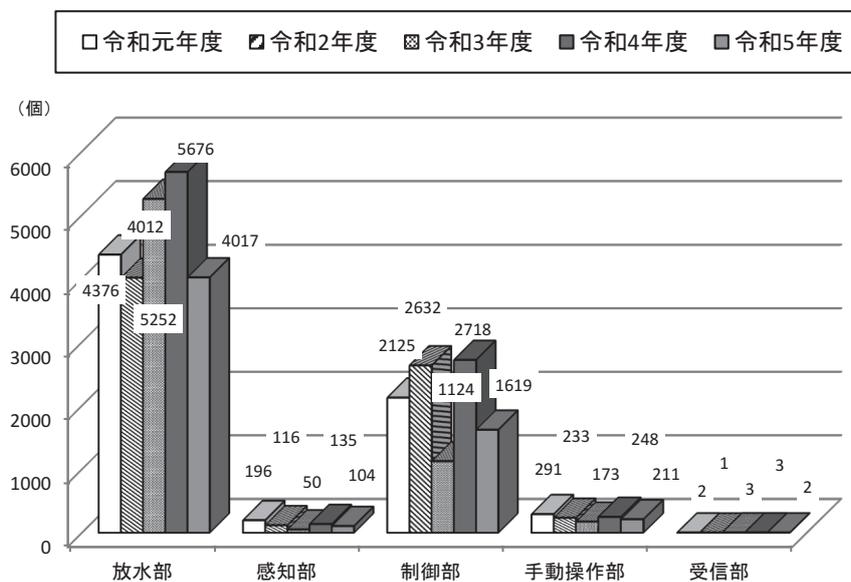


図-32 放水型ヘッド等スプリンクラー設備

(12) 特定駐車場用泡消火設備

- ・ 依頼個数は219,658個で、前年度の160,977個に対し36.5%増加した。
- ・ 不合格はなかった。

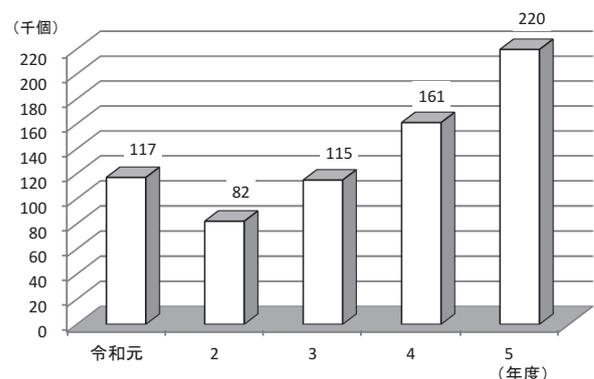


図-33 特定駐車場用泡消火設備

5. 特定機器評価業務

5-1. 総合評価

- ・依頼件数は1件で、前年度は0件でした。

5-2. 型式評価・型式変更評価

- ・依頼件数は2件で、前年度は4件でした。
- ・不合格は0件でした。

5-3. 型式適合評価

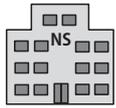
- ・依頼個数は217,157個で前年度は177,438個に対し22.4%増加した。
- ・不合格はなかった。

6. 特殊消防用設備等の性能に関する評価

- ・依頼件数は前年度と同様0件でした。

7. 特例の評価依頼

- ・依頼件数は4件で、前年度は2件でした。



高齢者世帯における 住宅用防災警報器の設置・維持管理等に係る 調査報告（概要）について

企画研究部 企画研究課

○はじめに

住宅用防災警報器（以下「住警器」という。）については、平成16年の消防法の改正により新築住宅は平成18年6月から設置が義務化され、既存住宅においては市町村条例の規定により平成23年6月までに順次設置が義務化されました。

現在普及している住警器の多くは10年以上の電池寿命を有していますが、すでに電池切れや電子部品等の劣化が生じていることも考えられ、今後、全国的に住警器の電池切れ警報音及び自動試験機能の異常警報音等の発生などの事象が増加することが予想されます。

こうしたことから、日本消防検定協会では、火災被害の軽減対策の一助を担うことを目的として、平成30年度から設置後10年を経過した住警器を対象に様々な調査を実施しており、令和5年度は、高齢者が抱える住警器の設置、維持管理及び交換等に関する障害や情報入手媒体について、65歳以上の高齢者を対象とした住警器に係る意識調査を実施しました。

本稿では、得られた結果の一部を、抜粋して紹介します。

第1 調査について

1 調査した期間

令和5年6月から令和6年1月まで

2 調査対象及び世帯数

東京都内の一戸建て住宅に居住する65歳以上の高齢者、1,030世帯

3 調査方法

公益財団法人東京しごと財団東京都シルバー人材センター連合傘下のシルバー人

検定協会だより 令和6年7月

材センター9箇所へ依頼し、調査を実施しました。

4 調査内容

調査は、住警器に係る認知度や情報の入手に係る媒体等について、調査用紙に基づき、記入していただきました。

第2 調査結果

1 住警器に関する認知及び認知に係る媒体について

- (1) 住警器そのもの及びその効果については、90%を超える非常に高い割合で認知されていました。また、設置義務及び火災予防条例で設置場所が規定されていることについては、住警器の認知と比較すると低い割合でしたが、設置義務の認知では83.9%（図1）、火災予防条例では68.8%（図2）が「知っていた」の回答でした。なお、火災予防条例の認知の割合と総務省消防庁予防課の設置率調査における条例適合率（東京都：65.2%）は、近い値となっており、火災予防条例の認知向上と条例適合率の向上は、互いに関連しているものと思われる結果でした。

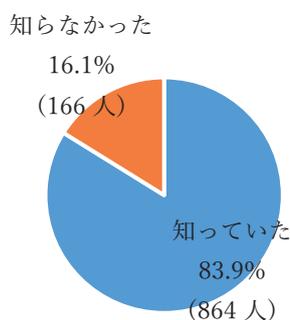


図1 設置義務の認知（n=1,030）

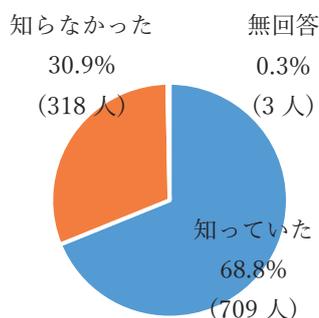


図2 火災予防条例の認知（n=1,030）

- (2) 前(1)の認知に係る媒体は、「町会の掲示板・回覧板」、「消防署からのチラシ」、「自治体からのチラシ・広報紙」、「新聞・チラシ」を含む紙媒体が有効である結果となりました。（図3）また、「自治体等主催の防災イベント」を合わせると、半数以上が行政の取組みにより認知されています。特に、火災予防条例の認知においては、高齢層になるほど認知の割合が高くなる傾向にあり、同時にその認知のきっかけとして「自治体等主催の防災イベント」による割合が高くなっていることから「自治体等主催の防災イベント等の開催は、より詳細な情報に触れることができる機会として効果的であると考えます。（図4）

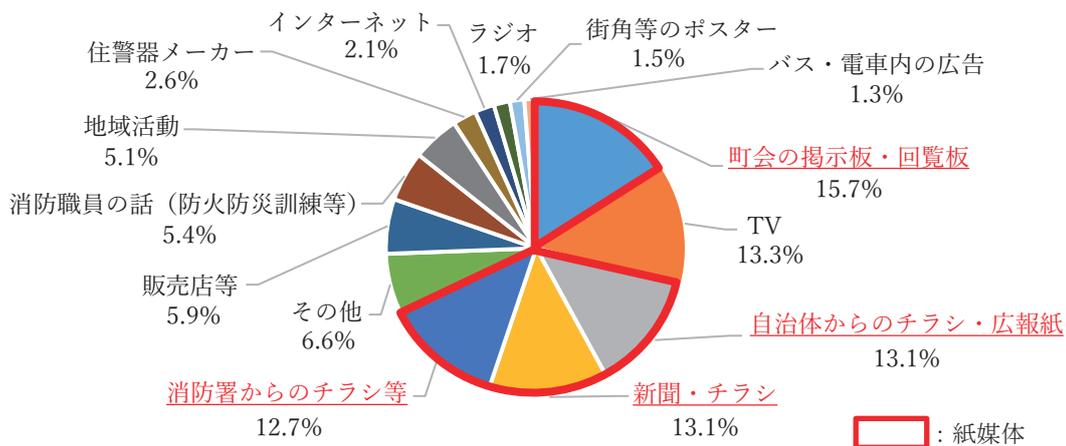


図3 住警器の認知に係る媒体（n=2,196）（複数回答可）

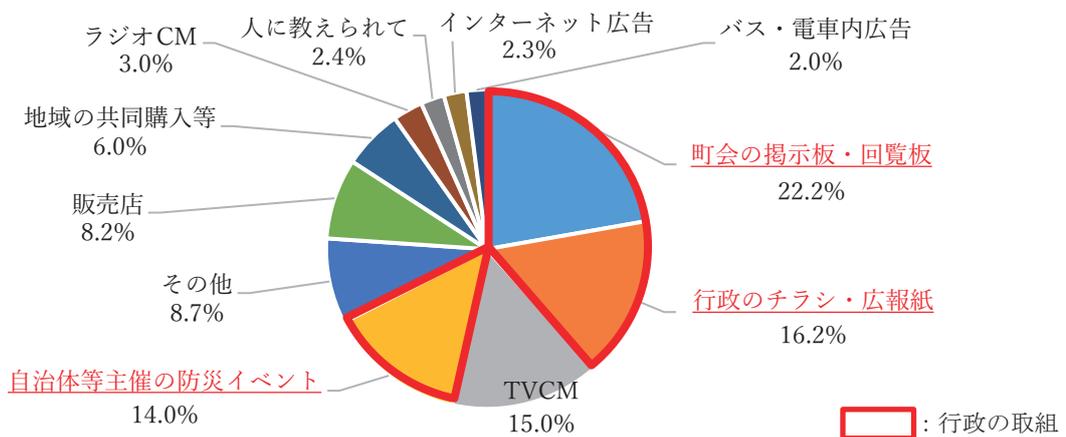


図4 火災予防条例の認知に係る媒体（n=1,225）（複数回答可）

(3) 高齢者が有効と捉えている情報入手媒体は、図5のとおりです。高齢者及びその世帯では、紙媒体が情報入手媒体として有効であると捉えられている結果となりました。メディアでは、「TV」は有効であるが、「インターネット」などを有効と捉えられている割合は低く、「バス・電車内の広告」、「街角等のポスター」等も有効と捉えられている割合は低い結果となりました。また、高齢層になるほど、「消防職員の話」及び「地域活動」の割合が高くなる傾向にあり、地域に密着したFace to Faceの取組みが有効であると捉えられていることが分かりました。

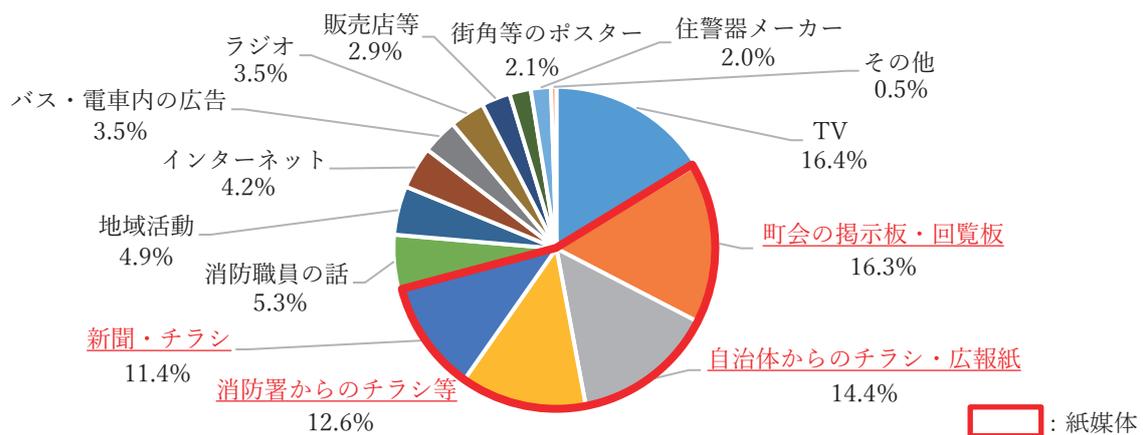


図5 高齢者が有効と捉えている情報入手媒体 (n=3,399) (複数回答可)

2 住警器の設置について

- (1) 住警器の設置について、全体の20.7%が「設置していない」と回答しており、設置率調査における設置率（東京都：90.4%）と比較すると、高齢者世帯における設置率の割合が低いことが想定されることから、高齢者世帯に対しては、設置率向上のためのさらなる取組みが必要であることが分かりました。
- (2) 自宅に住警器を設置していない回答者に、住警器やその効果、設置義務等があることを知った上で設置に対する意向を確認したところ、75.6%が「設置しようと思う」と回答し、24.4%が「設置しようと思わない」と回答しています。（図6）
- (3) 設置をしようと思わない理由では、「火気に注意しているため」という個人の防災意識に関わるものや、「自宅がオール電化であるため」という誤った認識によるケースもありました。

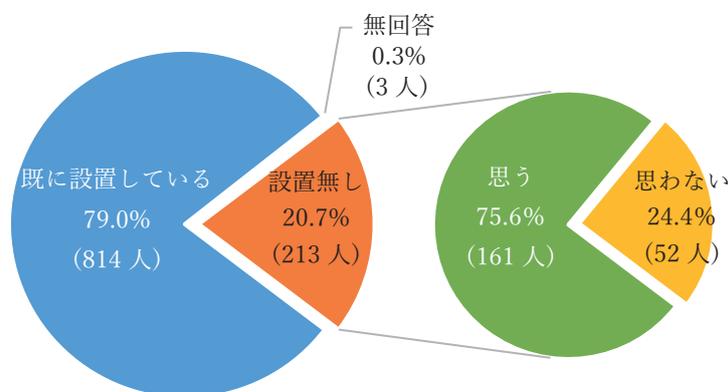


図6 設置状況及び設置に対する意向 (n=1,030)

3 住警器の作動状況等について

- (1) 住警器の作動状況は、「鳴動あり」が29%でした。(図7)
- (2) 鳴動時の対応は、「音響停止ボタン（付属のひもを引くことを含む。）」が77.4%で最も高い割合でした。一方で、「電池を抜いた」、「取り外した」、「処分した」等、失報につながるおそれのある対応が全体の約20%という結果であったことから、鳴動時の適切な対応について、周知を充実させる必要があることが分かりました。(図8)

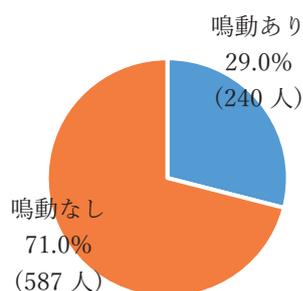


図7 作動状況 (n=827)

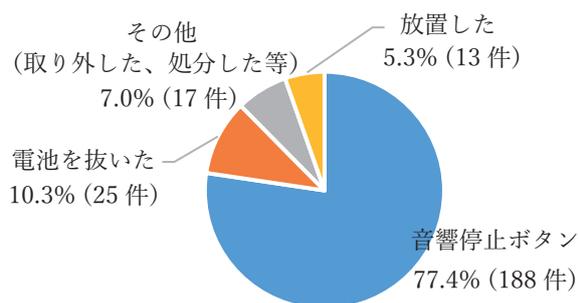


図8 鳴動時の対応 (n=243)

4 住警器の維持管理等について

- (1) 点検方法について、「知っていた」が54.8%、「知らなかった」が45.2%という結果となりました(図9)が、点検実施の実績については、「ある」が49.5%、「ない」が50.5%であり、ほぼ半々の回答となりました。(図10)

点検方法の認知と比較すると、実施実績が低い割合となっていることから、「点検方法は知っているが、点検をしたことはない。」という回答者が存在することが分かりました。しかしながら、建物や建物設備の点検と合わせてハウスメーカー等の業社が実施しており、回答者が点検実施を把握していないケースもあると予想されることから、実際には半数を超える世帯で、点検を実施したことがあると予想される結果となりました。

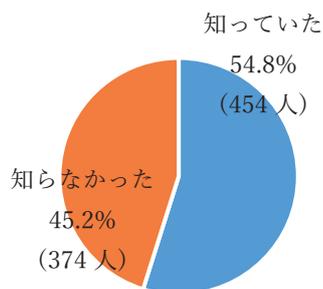


図9 点検方法の認知 (n=828)

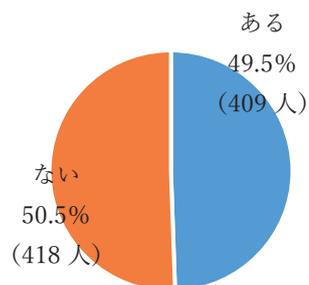


図10 点検実施の実績 (n=827)

(2) 点検方法の認知や点検実施のきっかけも、「町会の掲示板・回覧板」、「行政のチラシ・広報紙」等の紙媒体による割合が高い結果となりました。また、点検の実施については、「自治体等主催の防災イベント」を含む、行政の取組みがきっかけとなったケースが39.2%と高い割合となっており、引き続き、行政の取組みによりユーザーの意識へ働きかけることが重要であり、特に防災意識を高めるための防災イベント等の開催は、住警器の適正な維持管理にも有効であることがうかがえる結果となりました。(図11)

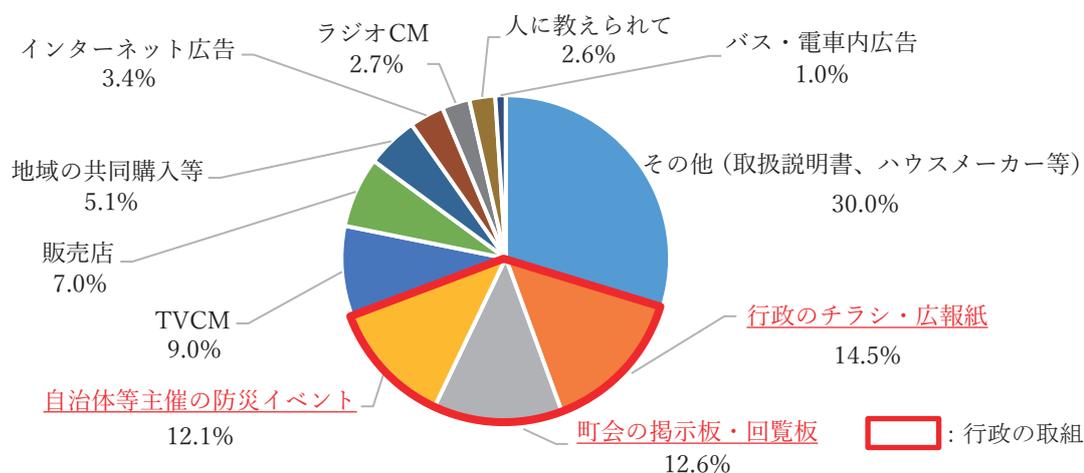


図11 点検実施のきっかけ (n=587) (複数回答可)

(3) 今回、これまで点検を実施したことがない回答者に対して、点検方法を示した上で、点検実施を促しましたが、約70%の方が実施されませんでした。その理由として、点検の実施に対しては、「高所作業で危険」及び「点検方法が分からなかった」という意見が多く見られ、高所での作業が障害であることが分かったほか、自らが点検することは困難であるという先入観が少なからず存在しているものと思われる結果となりました。また、「点検後の対応に不安がある」、「その他」として「大きな音が出る」、「隣近所に火災と誤解されるおそれがある」等、点検の必要性は認識されているものの、点検の実施には抵抗があることを示す意見も見られました。これらを踏まえると、高所に設置されているものでも容易に点検ができるようにする工夫や、点検時にどのような警報音や音声が発せられるのかを事前に知っておいていただくために、デモ機等を用いて実演するなどの取組みが必要であると考えられます。

5 住警器の交換について

- (1) 自宅に住警器を設置している回答者のうち、交換をしたことが「ある」と回答したのは、23.7%でした。交換のタイミングの認識については、「電池切れのお知らせ」が31.8%、「点検で異常」が28.4%であり、合わせると半数を超える結果となりました。(図12)

電池切れのお知らせ等には、分かりやすく音声で知らせるものもありますが、警報音や表示灯の点滅によるものもあるため、点検時の警報音や音声と同様、自宅に設置されている住警器が、電池切れのお知らせや点検時の異常をどのように発するかを把握しておいていただくためにも、デモ機を用いた広報などが有効であると考えます。

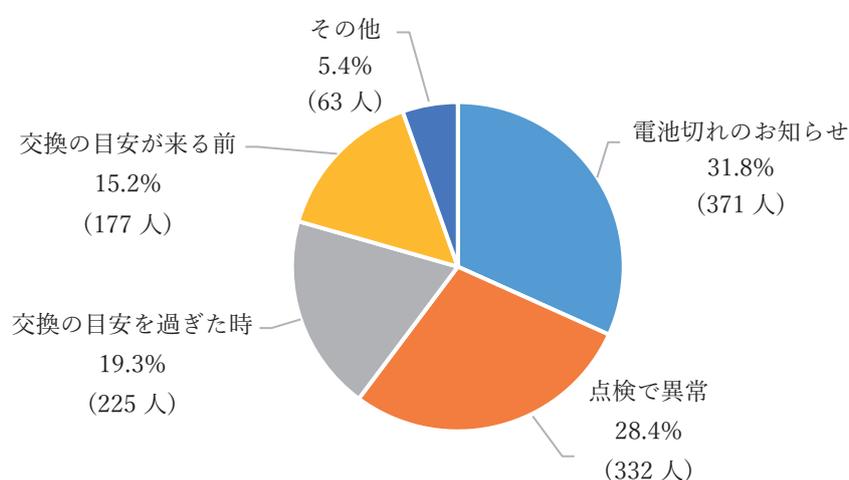


図12 交換のタイミングの認識 (n=1,168) (複数回答可)

- (2) 設置後10年交換推奨の認知については、55.7%が「知らなかった」と回答しており、年齢層別や性別でも大きな違いはなく、まだまだ周知が足りていない実態が浮き彫りとなりました。また、当該認知に係る媒体は、図13のとおりであり、「町会の掲示板・回覧板」及び「行政のチラシ・広報紙」の、やはり紙媒体の有効性が示されたほか、「自治体等主催の防災イベント」を合わせると45%で、行政の取組が最も高い割合を占めることが分かりました。加えて、年齢層が高くなるほど、「自治体等主催の防災イベント」や「販売店」の割合が高くなる傾向にあることから、高齢層になるほど、Face to Faceの取組みが重要であることが分かりました。

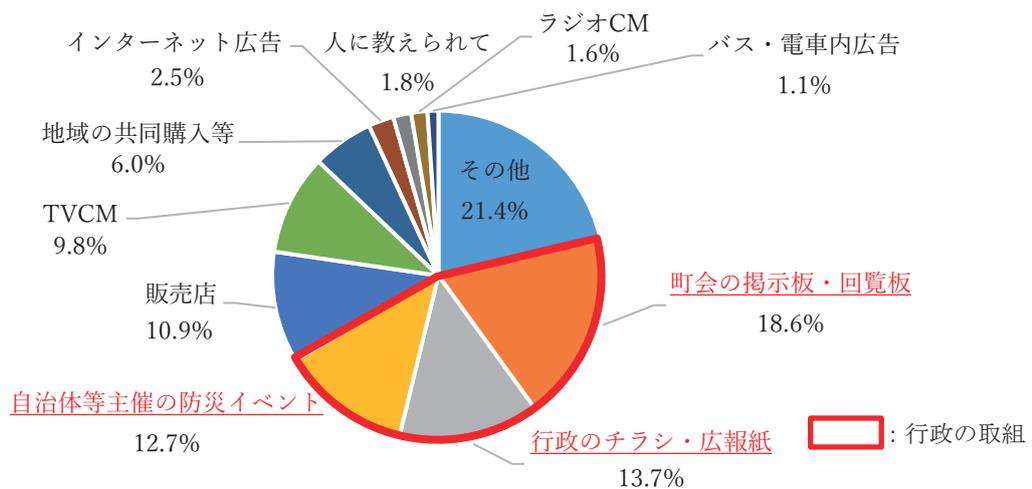


図13 設置後10年交換推奨の認知に係る媒体 (n=569) (複数回答可)

- (3) 設置後10年での交換の意向については、76.1%が交換の意向が「ある」と回答しており、非常に高い割合でした。一方で、交換する意向が「ない」と回答した理由については、「点検で異常がない」及び「電池切れしていない」という、機器が使用できる限りは交換する意向がないとする割合が合わせて63.7%、「交換に費用がかかる」が、15.1%となっています。(図14)

ちなみに、自治体の火災予防条例によっては、階段室及び寝室に加え、台所及び寝室以外の居室にも設置が求められていることもあり、一の住居内で設置数が多くなる傾向にあるため、交換時期が重複すると負担が大きくなってしまふことが考えられます。そのため、共同購入の活用や、自治体による補助といった手法もありますが、設置後10年での交換の推奨と合わせて、時期をずらして一度の負担が大きくなるないように「ローリングチェンジ」ともいえるような計画的な交換の推奨等を行うことも有効と考えられます。

また、残念ながらここでも、「オール電化住宅である」、「火気に注意している」ということを理由に、7.6%が「必要性を感じない」とされており、これらを踏まえると、住警器の効果や適切な維持管理、交換の必要性について理解を深めていただくための広報等の更なる充実が重要であることが分かりました。

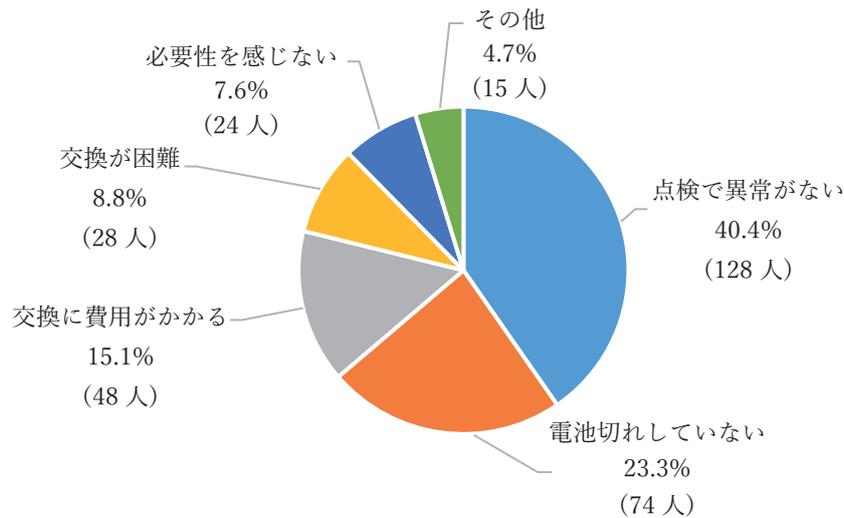


図14 設置後10年で交換する意向がない理由（n=317）（複数回答可）

- (4) その他、住警器の設置・維持管理・交換に関して自由にご意見をいただいたところこれらの促進のためには、取り付けや設置後のメンテナンスを含むサービスの提供が望まれており、そのようなサービスの提供が高齢者世帯には効果が期待できる一方で、悪質な訪問販売等を警戒する意見もありました。

第3 おわりに

これまででも、住警器の設置・交換の促進に向けた取組みは、各所でなされているところですが、高齢者世帯を対象とした場合は、インターネット等の電子媒体よりも、町会の掲示板・回覧板、自治体や消防署からのチラシ等の紙媒体がより有効であることや消防職員の話や地域活動など地域に密着したFace to Faceの取組みが有効であることが見えてきました。

特に、適切な維持管理や交換については、防災イベント等の機会を捉えて、火災時の警報音や点検時の動作、電池切れ警報音等についてデモ機を用いた実演を通じて、実際にどのような警報音や音声が発せられるのか、また、鳴動時の適切な対応を知っていただくことが重要であると考えます。

日本消防検定協会では、住警器の設置・交換の促進を含む、住宅防火対策普及推進のための冊子やチラシ等を作成し、防災イベント等において活用いただけるよう、全国の消防本部様向けに公開しております。（図15）

使用をご希望の際は、日本消防検定協会企画研究部企画研究課（kikaku@jfeii.or.jp）までご連絡ください。



図15 住宅防火対策普及推進冊子・チラシ等の一例

https://www.jfeii.or.jp/knowledge/for_house1.html

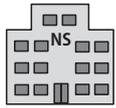
【冊子及びチラシの使用許可要領】

https://www.jfeii.or.jp/knowledge/pdf/shiyoukyoka_youryou_20240329.pdf

【冊子及びチラシの使用許可申請書】

https://www.jfeii.or.jp/knowledge/pdf/form_pamph_20240405.docx

最後に、アンケート調査にご協力いただいた、公益財団法人東京しごと財団東京都シルバー人材センター連合及び各シルバー人材センター並びに会員の皆様には、心より御礼申し上げますとともに、本調査結果が、全国消防本部及び関係機関による住警器の普及啓発活動の際の一助となれば幸いです。



ULからの視察訪問について

企画研究部 企画研究課

日本消防検定協会は、消防用機器の国際基準を検討する会議や、アジア各国の消防関係の試験機関との情報交換、諸外国の研修生の受け入れなど、国際協力活動を行っております。

この度、世界各地で各種製品の試験、検査及び認証を行う企業ULのアジア地域を担当する方々の視察訪問を受けて、以下のとおり、消防関係の試験サービス等について情報交換を行うとともに、当協会の試験場を見学していただきました。

1 日 時 令和6年5月29日（水）10時00分～12時00分

2 場 所 日本消防検定協会 本所

3 内 容

- (1) 検定協会・ULの事業紹介
- (2) 試験サービス等についての情報交換
- (3) 検定協会の各試験場の見学等

4 視察訪問の様子

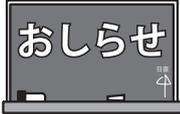


情報交換



記念撮影

検定協会だより 令和6年7月



有効期限を経過した受託評価品目

【消防用ホース】

試験番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
H0724EA01A	H26.4.18	京都府京都市中京区柳馬場通竹屋町下る五丁目226-3 御所南宮崎ビル2階	オカニワ株式会社	R6.4.17
H0724FA01A	H26.4.18	京都府京都市中京区柳馬場通竹屋町下る五丁目226-3 御所南宮崎ビル2階	オカニワ株式会社	R6.4.17
H0724FA03A	H26.4.18	京都府京都市中京区柳馬場通竹屋町下る五丁目226-3 御所南宮崎ビル2階	オカニワ株式会社	R6.4.17
H0724FC01A	H26.4.18	京都府京都市中京区柳馬場通竹屋町下る五丁目226-3 御所南宮崎ビル2階	オカニワ株式会社	R6.4.17
H0725EA01A	H26.4.18	京都府京都市中京区柳馬場通竹屋町下る五丁目226-3 御所南宮崎ビル2階	オカニワ株式会社	R6.4.17
H0725EC01A	H26.4.18	京都府京都市中京区柳馬場通竹屋町下る五丁目226-3 御所南宮崎ビル2階	オカニワ株式会社	R6.4.17
H0725FA01A	H26.4.18	京都府京都市中京区柳馬場通竹屋町下る五丁目226-3 御所南宮崎ビル2階	オカニワ株式会社	R6.4.17
H0725FC01A	H26.4.18	京都府京都市中京区柳馬場通竹屋町下る五丁目226-3 御所南宮崎ビル2階	オカニワ株式会社	R6.4.17
H0224FC09A	H26.4.22	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.4.21
H0222FA01B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0222FB01B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0224DC01B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0224DC02A	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0224DC02B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0224DC03B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0224EA01B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0224EC01A	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0224EC01B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0224EC02B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0224FA01B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0224FA03A	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0224FA03B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0224FC01A	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31

試験番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
H0224FC01B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0224FC02B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225DA01B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225DC01B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225DC02A	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225DC02B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225DC03B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225EA01A	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225EA01B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225EA02B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225EC01A	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225EC01B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225EC02A	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225EC02B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225EC03B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225FA01A	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225FA01B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225FA02B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225FC01A	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225FC01B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225FC02A	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225FC02B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0225GA02B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0226DA01B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0226DC01A	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0226DC01B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0226DC02B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31

検定協会だより 令和6年7月

試験番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
H0226EA01B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0226FA01B	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R6.3.31
H0322FA02A	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0322FA03A	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0322FA04A	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0322FA05A	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0324DC02A	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0324DC02B	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0324DC03A	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0324DC03B	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0324EC02A	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0324EC02B	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0324FC04A	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0324FC04B	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0125DC02A	H26.4.1	大阪府摂津市千里丘七丁目11番61号	芦森工業株式会社	R6.3.31
H0125EC05A	H26.4.1	大阪府摂津市千里丘七丁目11番61号	芦森工業株式会社	R6.3.31
H0125FC06A	H26.4.1	大阪府摂津市千里丘七丁目11番61号	芦森工業株式会社	R6.3.31
H0125DC02A	H26.4.1	大阪府摂津市千里丘七丁目11番61号	芦森工業株式会社	R6.3.31
H0125EC05A	H26.4.1	大阪府摂津市千里丘七丁目11番61号	芦森工業株式会社	R6.3.31
H0125FC06A	H26.4.1	大阪府摂津市千里丘七丁目11番61号	芦森工業株式会社	R6.3.31
H0422EC01A	H26.4.1	大阪府枚方市招提田近三丁目5番地	株式会社初田製作所	R6.3.31
H0422FC01A	H26.4.1	大阪府枚方市招提田近三丁目5番地	株式会社初田製作所	R6.3.31
H0424FC07A	H26.4.1	大阪府枚方市招提田近三丁目5番地	株式会社初田製作所	R6.3.31
H0424FC08A	H26.4.1	大阪府枚方市招提田近三丁目5番地	株式会社初田製作所	R6.3.31
H0322FA02A	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0322FA03A	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0322FA04A	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31

試験番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の終期日
H0322FA05A	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0324DC02A	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0324DC02B	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0324DC03A	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0324DC03B	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0324EC02A	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0324EC02B	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0324FC04A	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31
H0324FC04B	H26.4.1	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R6.3.31

【消防用結合金具】

試験番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の終期日
C14AD01A	H26.4.25	京都府京都市中京区西ノ京西中合町23番地	ヨネ株式会社	R6.4.24
C14BD01A	H26.4.25	京都府京都市中京区西ノ京西中合町23番地	ヨネ株式会社	R6.4.24
C14AE01A	H26.4.1	京都府京都市中京区西ノ京西中合町23番地	ヨネ株式会社	R6.3.31
C14AF01A	H26.4.1	京都府京都市中京区西ノ京西中合町23番地	ヨネ株式会社	R6.3.31
C14AF01B	H26.4.1	京都府京都市中京区西ノ京西中合町23番地	ヨネ株式会社	R6.3.31
C14BE01A	H26.4.1	京都府京都市中京区西ノ京西中合町23番地	ヨネ株式会社	R6.3.31
C14BF01A	H26.4.1	京都府京都市中京区西ノ京西中合町23番地	ヨネ株式会社	R6.3.31
C14BF01B	H26.4.1	京都府京都市中京区西ノ京西中合町23番地	ヨネ株式会社	R6.3.31

【エアゾール式簡易消火具】

型式番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の終期日
A014504101A	H26.4.1	茨城県小美玉市三箇817番地1	エア・ウォーター・リアライズ株式会社	R6.3.31
A014504102A	H26.4.1	茨城県小美玉市三箇817番地1	エア・ウォーター・リアライズ株式会社	R6.3.31

検定協会だより 令和6年7月

【非常警報設備・表示灯】

型式番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
認評非第26～3号	H26.4.16	大阪府門真市大字門真1006番地	パナソニック株式会社	R6.4.15

【屋内消火栓設備の屋内消火栓等・易操作性1号消火栓】

型式番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
認評栓第26～22号	H26.3.31	大阪府高槻市井尻2丁目30番15号	株式会社北浦製作所	R6.3.30

【特定初期拡大抑制機器】

型式番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
特評第111号	H10.4.6	東京都八王子市中野上町二丁目31番1号	日本機械工業株式会社	R6.5.10

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

■■業界の動き■■

—会議等開催状況—

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会（令和6年6月17日）

- ・令和6年5月度理事会の結果について
- ・令和6年度定時総会の結果について
- ・令和6年6月度あり方検討小委員会について
- ・住宅用火災警報器関連の報告他、検定申請個数等の定例報告
- ・事務局長会議の結果について
- ・委員長連絡会報告
- ・全国消防長会予防委員会について

○メンテナンス委員会

（令和6年6月18日）

- ・点検実務検討小委員会報告
- ・維持運用管理手法小委員会報告
- ・委員長連絡会報告

○技術委員会（令和6年6月20日）

- ・火報システム技術検討小委員会報告
特小自火報の感知器検定細則の改訂について
- ・感知器の環境特性調査小委員会報告
- ・あり方検討小委員会について
- ・委員長連絡会報告
- ・連動機構・装置等火報専門委員会報告について

○設備委員会（令和6年6月27日）

- ・設備性能基準化小委員会報告
- ・工事基準書改訂小委員会報告
- ・官公庁関連、業界動向等について
- ・委員長連絡会報告

○システム企画委員会

（令和6年6月21日）

- ・火報企画検討小委員会報告
- ・火報システム自主管理専門委員会報告
- ・委員長連絡会報告
- ・あり方小検討委員会について
- ・地区懇談会について

○住宅防火推進委員会

（令和6年6月26日）

- ・交換推進WG進捗について
- ・住宅用火災警報器検定申請数について
- ・お客様電話相談室受付結果について
- ・機関誌掲載（住宅防火推進委員会紹介ページ）について
- ・令和6年度女性防火クラブ幹部地域研修会について
- ・高齢者等に対する設置支援の取り組みについて
- ・委員長連絡会報告

◆（一社）日本消火器工業会◆

○第3回 企業委員会

（令和6年6月6日）

- ・検定等申請・回収状況

協会通信

- ・令和6年度消防庁長官表彰の推薦について
- ・消火器リサイクル推進センターからの報告
- ①指定引取場所変更情報・クレーム情報
- ②2023年度帳簿統括表提出結果について
- ③第5次特定窓口追加募集について
- ④義務講習会結果纏めについて
- ⑤処理委託費等について

◆（一社）日本消火装置工業会◆

- 第444回「技術委員会」
(令和6年6月7日 日本消火装置工業会)
- ・東京消防庁「火災予防業務協力者等」表彰者の推薦について
- ・年間活動報告について
- ・東京消防庁消意見交換会資料について
- ・その他
- 第226回「第一部技術分科会」
(令和6年6月21日 日本消火装置工業会)
- ・配管腐食に対する注意喚起リーフレットについて
- ・東京消防庁消意見交換会資料について
- ・その他

- 第223回「第二部技術分科会」
(令和6年6月20日 日本消火装置工業会)
- ・配管腐食に対する注意喚起リーフレットについて
- ・事業撤退会社に伴う対応、要望について
- ・PFOS等処理業者の追加について
- ・その他

- 第205回「第三部技術分科会」
(令和6年6月18日 日本消火装置工業会)

- ・CO₂ガイドライン工業会統一見解及びQ&Aの改訂について
- ・令和5年度第三部会技術分科会活動報告について
- ・その他

◆（一社）日本消防ポンプ協会◆

- 総務委員会
(令和6年6月24日 ポンプ協会+web)
- ・事務局長会議等報告について
- ・令和6年度臨時総会について
- ・省令改正について
- ・技術委員会報告
- ・今後の予定について
- ・その他

- 大型技術委員会
(令和6年6月14日 ポンプ協会)

協会通信

協会通信

- ・側面衝突防止装置（BSIS）について
- ・省令改正について
- ・銘板プレートについて
- ・部品供給について
- ・泡ノズルについて
- ・その他

○小型技術委員会

（令和6年6月21日 ポンプ協会）

- ・省令改正について
- ・整備資格者講習テキスト他について
- ・その他

協会通信

検定協会だより 令和6年7月

新たに取得された型式一覧

型式承認

種 別	型式番号	申請者	型 式	承認年月日
閉鎖型スプリンクラーヘッド（コンシールド型接点付）	ス第2024~1号	能美防災株式会社	1種可溶片型C72、呼称8K30（水道連結、下向き）	R6.5.27
差動式スポット型感知器	感第2024~5号	日本ドライケミカル株式会社	2種（24V、50mA）、防水型、普通型、再成型	R6.5.27
定温式スポット型感知器	感第2024~6号	日本ドライケミカル株式会社	特種（24V、50mA）・公称作動温度60℃、防水型、普通型、再成型	R6.5.27
	感第2024~7号	日本ドライケミカル株式会社	1種（24V、50mA）・公称作動温度70℃、防水型、普通型、再成型	R6.5.27
	感第2024~8号	日本ドライケミカル株式会社	特種（24V、50mA）・公称作動温度60℃、防水型、普通型、再成型	R6.5.27
	感第2024~9号	日本ドライケミカル株式会社	1種（24V、50mA）・公称作動温度70℃、防水型、普通型、再成型	R6.5.27
P型1級発信機	発第2024~3号	日本ドライケミカル株式会社	屋内型（28V、5mA）	R6.5.9
	発第2024~4号	日本ドライケミカル株式会社	屋外型（28V、5mA）	R6.5.9
消防用積載はしご	品評は第2024~1号	日本消防梯子株式会社	伸縮式3連（8.7m、鉄製）	R6.4.30

型式変更承認

種 別	型式番号	申請者	型 式	承認年月日
定温式スポット型感知器（試験機能付）	感第2023~3~1号	パナソニック株式会社	特種（3V、300mA）・公称作動温度65℃、非防水型、再成型、無線式（発信用・受信用）、特定小規模施設用連動型警報機能付、電池方式（兼用非常電源）	R6.5.22
中継器（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付）	中第30~19~1号	ニッタン株式会社	交流100V、外部配線抵抗20Ω、公称蓄積時間20秒~60秒、公称受信温度45℃~80℃、公称受信濃度（スポット型）3.1%/m~15.0%/m	R6.5.27
	中第30~20~1号	ニッタン株式会社	交流100V、外部配線抵抗20Ω、公称蓄積時間20秒~60秒、公称受信温度45℃~80℃、公称受信濃度（スポット型）3.1%/m~15.0%/m	R6.5.27
	中第30~21~1号	ニッタン株式会社	交流100V、外部配線抵抗20Ω、公称蓄積時間20秒~60秒、公称受信温度45℃~80℃、公称受信濃度（スポット型）3.1%/m~15.0%/m	R6.5.27

品質評価 型式評価

種 別	型式番号	申請者	型 式	承認年月日
消防用ホース	H0325DA04A	帝国繊維株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称40（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織）	R6.4.30
	H0324DA05A	帝国繊維株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.3、呼称40（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織）	R6.4.30
	H0126EC02A	芦森工業株式会社	平、合成樹脂、使用圧2.0、呼称50（シングル、ポリエステル・ポリエステル/アラミド・ポリエステルフィラメント綾織、円織）	R6.5.23
	H0126FC02A	芦森工業株式会社	平、合成樹脂、使用圧2.0、呼称65（シングル、ポリエステル・ポリエステル/アラミド・ポリエステルフィラメント綾織、円織）	R6.5.23

品質評価 型式変更評価

種 別	型式番号	申請者	型 式	承認年月日
結合金具に接続する消防用接続器具	品評接第19～1～1号	共成産業株式会社	媒介金具（受け口・ねじ式・呼称30）（差し口・ねじ式・呼称30）	R6.5.27

認定評価 型式評価

種 別	型式番号	申請者	型 式	承認年月日
非常警報設備・複合装置	認評非第2024～3号	ホーチキ株式会社	防雨型、AC100V	R6.6.3
非常警報設備・複合装置	認評非第2024～4号	ホーチキ株式会社	普通型、AC100V	R6.6.3
屋内消火栓設備の屋内消火栓等・易操作性1号消火栓	認評栓第2024～2号	株式会社真和	壁面設置型折畳み等収納式 呼称30	R6.6.4

認定評価 型式変更評価

種 別	型式番号	申請者	型 式	承認年月日
非常警報設備・増幅器及び操作部	認評放第27～5～3号	株式会社JVCケンウッド・公共産業システム	AC100V、最大2880W	R6.5.13

検定対象機械器具等申請一覧表

種別	型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定			
			申請件数	申請個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
消火器	大型	0	28	6,148	184.1	117.6
	小型	1	55	458,620	112.0	106.6
消火器用消火薬剤	大型用	1	2	13	3.9	89.5
	小型用		8	5,914	82.4	72.3
泡消火薬剤		0	20	102,700	93.1	129.7
感知器	差動式スポット型	0	40	234,271	94.2	87.0
	差動式分布型	0	9	5,240	66.8	65.3
	補償式スポット型	0	0	0	-	-
	定温式感知線型	0	0	0	-	-
	定温式スポット型	0	39	120,554	95.5	88.3
	熱アナログ式スポット型	0	14	8,698	169.3	117.6
	熱複合式スポット型	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	0	-	皆減
	光電式スポット型	0	42	115,326	80.1	77.8
	光電アナログ式スポット型	0	25	57,626	113.8	84.3
	光電式分離型	2	5	330	73.3	119.4
	光電アナログ式分離型	0	2	206	206.0	140.3
	光電式分布型	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	0	-	308.3
	煙複合式スポット型	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	-	-
	紫外線式スポット型	0	1	60	27.3	84.6
	赤外線式スポット型	0	10	708	79.6	66.0
紫外線赤外線併用式スポット型	0	1	277	100.0	150.0	
炎複合式スポット型等	0	0	0	-	-	
発信機	P型1級	2	13	18,825	86.0	105.4
	P型2級	0	8	4,020	73.9	79.6
	T型	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	-	-
中継器		0	88	46,169	92.0	82.0
受信機	P型1級	4	50	2,529	92.7	87.0
	P型2級	1	16	3,660	117.9	106.7
	P型3級	0	3	675	皆増	皆増
	M型	0	0	0	-	-
	R型	0	5	67	33.3	79.2
	G型	1	5	8	200.0	220.0
	GP型1級	2	9	16	123.1	102.3
	GP型2級	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	8	38,417	106.2	108.5
GR型	0	14	230	107.0	103.1	
閉鎖型スプリンクラーヘッド		0	30	151,200	46.9	63.4
流水検知装置		0	36	1,800	65.0	73.2
一斉開放弁		0	22	2,980	195.8	226.4
金属製避難はしご	固定はしご	0	2	38	152.0	166.0
	立てかけはしご	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	0	24	11,884	98.5	105.8
緩降機		0	3	415	63.6	94.3
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	26	91,084	121.9	74.5
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	0	34	340,325	83.6	86.5
合計	14	0	697	1,831,033	89.0	89.1

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価申請件数	性能評価変更申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-
音響装置	0	0	0	1	50	皆増	皆増
予備電源	5	0	0	2	27,000	180.0	127.6
外部試験器	0	0	1	4	85	53.1	89.9
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	1	597	皆増	201.0
	受信装置等	0	0	0	0	-	-
光警報装置		0	0	0	0	-	166.7
	光警報制御装置	0	0	1	20	皆増	皆増
屋外警報装置		0	0	0	0	-	-
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	-	-
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	2	21,000	69.0	22.8
蓄圧式消火器用指示圧力計	0	0	1	7	549,000	118.4	104.1
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	2	5	5,240	75.9	64.3
消火設備用消火薬剤	0	0	1	6	94,578	123.8	68.5
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	-	-
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	0	2	23	37	61.7	77.7
	可搬消防ポンプ	0	0	4	253	148.0	106.9
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	0	2	500	277.8	92.2
	呼称65以下のもの	0	0	2	220	1,100.0	48.3
消防用ホース	平 40を超えるもの	1	0	8	18,518	185.5	96.7
	平 40以下のもの	0	0	5	22,790	108.9	106.3
	濡れ	0	0	0	0	-	-
	保形	0	0	2	6,000	100.0	56.2
消防用結合金具	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	-	皆減
	差込式	0	0	6	101,634	94.6	109.0
	ねじ式	0	0	2	12,829	77.6	77.1
	同一形状	2	0	0	0	皆減	8.1
漏電火災警報器	変流器	0	0	7	2,730	64.1	87.2
	受信機	0	0	6	1,751	51.4	81.3
エアゾール式簡易消火具	0	0	0	1	26,985	65.8	73.5
特殊消防ポンプ自動車	1		1	10	12	34.3	51.3
特殊消防自動車				1	1	14.3	50.0
可搬消防ポンプ積載車	0		1	1	1	皆増	200.0
ホースレイヤー	0	0	0	0	0	-	14.3
消防用積載はしご	2	0	0	15	265	176.7	120.3
消防用接続器具	0	0	25	9	1,650	55.9	74.0
品質評価業務				確認評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
外部試験器の校正				9	38	131.0	139.5
オーバーホール等整備				10	10	83.3	105.6

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

受託評価等依頼一覧表

認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
地区音響装置	0	0	0	16	24,479	88.3	98.8	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	18	38	5,156	114.8	131.0
	放送設備	0	0	3	69	81,458	87.1	88.2
バックージ型自動消火設備	0	0	0	0	0	-	-	
	構成部品	0	0	0	0	0	-	
総合操作盤	0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	1	0	4	8	1,690	69.3	100.0
	2号消火栓	0	0	1	4	530	34.2	82.9
	広範囲型2号消火栓	0	0	2	3	220	27.2	93.4
	補助散水栓	0	0	0	0	0	-	-
	ノズル	1	0	15	21	5,427	39.0	77.9
認定評価業務	装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
屋内消火栓等	消防用ホースと結合金具の装着部	0	0	11	66,518	126.8	80.9	
認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
特定駐車場用泡消火設備	0	0	0	12	14,300	65.6	86.5	
認定評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)	0							
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置	0	0	0	0	11	11	137.5	134.8
特定機器評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
特定消防機器等	0	0	0	0	13	21,117	124.1	87.6
受託試験及びその他の評価	依頼件数				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
受託試験(契約等)	1							
受託試験(その他の契約等)					2	2	100.0	33.3
評価依頼(基準の特例等)	0							

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

編集 後記

大暑を迎え、梅雨明けも待ち遠しい今日この頃ですが、皆さま、いかがお過ごしですか。

梅雨が明ければ夏本番と思っていましたが、最近では、梅雨明け前から夏本番？という暑い日差しの日もありました。水分補給・休息などを取得し、無理をしないようにしましょう。

さて先日、建設中の新中央試験場の見学会に参加し、建物内を見てまわりました。

打ちっぱなしのコンクリート、むき出しの配線など現在の建物からでは想像出来ないような建設途中の状況でした。

机や椅子、書棚などが配置されていないためか、とても広く感じました。実際、執務をするようになったら、どのような感想を持つかは分からないことに

しておきますが。

ただ、自分の身の回りの整理整頓を行ない、移転時には、極力荷物を減らすようにとお願いさせていただきます。

さて、今月号では、熊本市消防局長の平井司朗様には巻頭のことばをご寄稿いただき、誠にありがとうございました。

8月号では、京都市消防局長の名畑 徹様には巻頭のことばを、大阪市消防局からは「令和5年中の規制対象物における火災発生状況（その1）」について、消防庁消防研究センターからは「第72回全国消防技術者会議の開催について（ご案内）」を、当協会からは「日本消防検定協会令和5年度事業の結果について」などを掲載する予定です。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

(1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電話 0422-44-8471（直通）
E-mail
<kikaku@jfeii.or.jp>

発行 日本消防検定協会

<https://www.jfeii.or.jp>



本 所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町4-35-16
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大阪支所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル 4階
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0021 東京都港区東新橋1-1-19 ヤクルト本社ビル16階
TEL 03-5962-8901 FAX 03-5962-8905

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。

e-mail : kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415



日本消防検定協会